

【翻訳】

『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿（上）

川村 康

唐律疏議講読会

〔縁起〕

本訳稿は「唐律」とその公権的注釈書である「律疏」を合本した『唐律疏議』の第一一篇「捕亡律」の現代語訳を試みるものである。

唐律は唐王朝が制定した全二篇五〇二箇条の刑罰法典であり、律令法体系の根幹をなす基本法典である。唐以前の諸王朝における法典編纂活動の集大成として成立し、唐以降の諸王朝において古典的地位に置かれたという意味で、前近代中国法を代表する法典である。したがって唐律は、前近代中国の法律制度を研究する者にとって、対象とする時代を問わず、基本史料のひとつである。唐律の影響は、同時代の東アジア諸国のみならず、近代の日本法や韓国法にも及ぶ。日本や朝鮮の法律制度を研究する者、さらには比

較法文化史や現代刑法学などを学ぶ者にとっても、唐律は重要かつ貴重な史料である。

『唐律疏議』の史料としての重要性は、一九七九年から一九九六年にかけて、その訳注書（『訳註五〜八』）が刊行されたことによっても示される。この訳注書は、重要な語句に注釈を施し、条文の内容に解説を附すことを基本方針としたことなどから、現在に至るまで多くの研究者に利用されている。しかし訳文を訓読文としたため、この文体に慣れ親まない者にとっては読みやすくない。現代語への翻訳を示さない点で、遺憾ながら広範な学術的需要に必ずしも応えられるものではない。

『唐律疏議』の現代語への翻訳には、一九五八年から一九六四年にかけて公表された滋賀秀三氏による訳注が存在する（滋賀秀三「訳註唐律疏議（二）〜（五）」『国家学会雑誌』七二卷一〇号、七三卷三三、七四卷三・四号、七五卷一一・一二号、七八卷一・二号）。しかしこの訳注は第一篇「名例律」全五七箇条の第三六条までで中断し、その後長らく同様の試みはなされなかった。そこで石岡浩、七野敏光、中村正人の三氏と川村は、この試みの継承を目的として二〇〇八年に「唐律疏議講読会」を組織し、第二一篇「断獄律」全三四箇条の現代語への翻訳に着手した。二〇

『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿（上）

一

一〇年度から二〇一三年度には科学研究費補助金（基盤研究（C））一般、研究課題番号二二五三〇〇〇四、研究課題「唐代を中心とする中国裁判制度の基礎的研究」、研究代表者中村正人）を受給し、二〇一四年に訳稿を発表した（『断獄律訳稿』）。なお中間段階の訳稿として、二〇一二年から二〇一四年にかけて、中村正人・唐律疏議講読会『唐律疏議』断獄律現代語訳稿（上）（下・完）『金沢法學』五五巻一号、五七巻一号を公表した。

二〇一四年度からは科学研究費補助金（基盤研究（C））一般、研究課題番号二六三八〇〇二三、研究課題「唐代を中心とする中国刑事手続制度の基礎的研究」、研究代表者川村康）の助成を得て、断獄律と密接な関係をもつ捕亡律の翻訳作業に取り組んでいる。断獄律翻訳の作業手順を継承し、川村が作成した翻訳原案を構成員全員で検討する研究会は、二〇一五年度末までに八回を数えた。不幸にして二〇一四年一〇月に石岡浩氏を病により喪ったが、全一八箇条のほぼ半分にあたる第一〇条までの翻訳を終えることができた。ここに中間段階の訳稿として公表し、より正確な翻訳の完成をめざして、大方のご叱正を仰ぐ。なお本訳稿は構成員全員の意見交換を経て成立したが、文責が川村に帰することはいうまでもない。

〔凡例〕

○本訳稿は『唐律疏議』捕亡律の現代語への翻訳を目的とするので、各条の内容に関する解説は附さない。篇目疏は『訳註一』二〇四頁～二〇五頁を参照。

○漢字の字体は原則として現在の日本での通用字体とする。

文中の「」内は原注、（）内は訳者補注、「」内は引用史料・中文文献の原文を示す。

○原文は『訳註三』を底本とする。文字を改める箇所には校注を附す。

○訓読文は平仮名歴史的仮名遣いとする。『訳註八』の訓読文の文字に疑問のある箇所には校注を附す。ただし「応」「合」「而」「於」「者」「未」「之」などの助字の扱い、ならびに「註」と「注」の違いについては、原則として注記しない。

○訳文と訳注は平仮名現代仮名遣いとする。

○唐令の条文番号は『拾遺』および『拾遺補』に依拠して「復旧〇〇条」とし、天聖令を利用する復原令文のあるものには『校証』の条文番号を「復原〇〇条」として併記する。

○引用文献の略号は以下のとおりとする。

『校証』＝天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖

令整理課題組校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証 附唐令復原研究』中華書局、二〇〇六。

〔拾遺〕仁井田陞『唐令拾遺』東方文化學院、一九三三。

〔拾遺補〕仁井田陞／池田溫編集代表『唐令拾遺補 附唐日兩令对照一覽』東京大學出版會、一九九七。

〔訳註一〕律令研究会編『訳註日本律令一 首卷』東京堂出版、一九七八。

〔訳註三〕律令研究会編『訳註日本律令三 律本文篇下卷』東京堂出版、一九七五。

〔訳註五〕律令研究会編『訳註日本律令五 唐律疏議訳註篇一』東京堂出版、一九七九。

〔訳註六〕律令研究会編『訳註日本律令六 唐律疏議訳註篇二』東京堂出版、一九八四。

〔訳註七〕律令研究会編『訳註日本律令七 唐律疏議訳註篇三』東京堂出版、一九八七。

〔訳註八〕律令研究会編『訳註日本律令八 唐律疏議訳註篇四』東京堂出版、一九九六。

錢『新注』錢大群『唐律疏議新注』南京師範大學出版社、二〇〇七。

曹『訳註』曹漫之主編『唐律疏議訳註』吉林人民出版社、一九八九。

『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿(上)

戴『通論』戴炎輝『唐律通論』國立編譯館、一九六四。
戴『各論』戴炎輝『唐律各論』國立台灣大學法學院事務組・三民書店、一九六五。

劉『箋解』劉俊文『唐律疏議箋解』中華書局、一九九六。

〔斷獄律訳稿〕中村正人・唐律疏議講読會『唐律疏議』斷獄律現代語訳稿』中村正人研究代表『唐代を中心とする中国裁判制度の基礎的研究』平成二二年度／平成二五年度科学研究費補助金(基盤研究(C)一般)研究成果報告書、二〇一四。

濱口「府兵」濱口重國「府兵制度より新兵制へ」『秦漢隋唐史の研究 上巻』東京大學出版會、一九六六(原載・『史学雑誌』四一編一一・一二三号、一九三〇)。

〔捕亡律一条〕将吏追捕罪人

《第一段》

(原文)

諸罪人逃亡。将吏已^(a)受使追捕。而不行及逗留。「謂故方便之者。」雖行。与亡者相遇。人仗足敵。不闘而退者。各減罪人罪一等。闘而退者。減二等。即人仗不敵。不闘而退者。

諸罪人逃亡。将吏已^(a)受使追捕。而不行及逗留。「謂故方便之者。」雖行。与亡者相遇。人仗足敵。不闘而退者。各減罪人罪一等。闘而退者。減二等。即人仗不敵。不闘而退者。

減三等。鬪而退者。不坐。

疏議曰。依捕亡令。囚及征人防人流人移鄉人逃亡。及欲入寇賊。若有賊盜及被傷殺。並須追捕。其罪人逃亡。謂犯罪事發而亡。囚与未囚並是。將吏已受使追捕者。

鬪ひて退きたる者は、二等を減ず。即し人仗敵せず、鬪はずして退きたる者は、三等を減ず。鬪ひて退きたる者は、坐せず。

謂見任武官為將。文官為吏。已受使追捕罪人。而不行及逗留。謂故作迴避逗留。及詐為疾患不去之類。雖行。与亡者相遇。人兵器仗足得相敵。不戰鬪而退者。各減罪人罪一等。謂罪人合死。將吏処流三千里之類。鬪而退者。謂人仗足敵。鬪而退者。減二等。若罪人応死。

疏議して曰く。捕亡令に依るに「囚及び征人防人流人移鄉人逃亡し、及び寇賊に入らむと欲し、若しくは賊盜及び傷殺せらるるものあれば、並びに須らく追捕すべし」と。其れ「罪人逃亡し」とは、罪を犯し事発して亡げたるを謂ふ。囚へらると未だ囚へられざると並びに是なり。「將吏已に使を受け追捕する」者とは、謂ふところ、見任の武官を「將」と為し、文官を「吏」と為す。已に使を受け罪人を追捕す。「而るに行かず及び逗留し」とは、故らに迴避逗留を作し、及び疾患を詐為し去かざるの類を謂ふ。行きたると雖も、亡げたる者と相ひ遇ひ、人兵器仗の相ひ敵し得るに足るに、戰鬪せずして退きたる者は、「各の罪人の罪より一等を減ず」とは、罪人合に死たるべければ、將吏は流三千里に処するの類を謂ふ。「鬪ひて退きたる者」とは、人仗敵するに足り、鬪ひて退きたる者を謂ふ。「二等を減ず」とは、罪人応に死たるべければ、將吏は合に徒三年たるべきが若し。「即し人仗敵せず」とは、賊多くして兵少なく、或は器仗敵せざるを謂ふ。「鬪は

將吏合徒三年。即人仗不敵。謂賊多兵少。或器仗不敵。不鬪而退者。減三等。罪人応死。將吏徒二年半。鬪而退者。不坐。謂人仗不敵。計尽力窮。知難而退者不坐。

謂ふところ、見任の武官を「將」と為し、文官を「吏」と為す。已に使を受け罪人を追捕す。「而るに行かず及び逗留し」とは、故らに迴避逗留を作し、及び疾患を詐為し去かざるの類を謂ふ。行きたると雖も、亡げたる者と相ひ遇ひ、人兵器仗の相ひ敵し得るに足るに、戰鬪せずして退きたる者は、「各の罪人の罪より一等を減ず」とは、罪人合に死たるべければ、將吏は流三千里に処するの類を謂ふ。「鬪ひて退きたる者」とは、人仗敵するに足り、鬪ひて退きたる者を謂ふ。「二等を減ず」とは、罪人応に死たるべければ、將吏は合に徒三年たるべきが若し。「即し人仗敵せず」とは、賊多くして兵少なく、或は器仗敵せざるを謂ふ。「鬪は

〔校注〕

(a) 「訳註三」七九八頁は「者各」を細字夾注とするが、同書八〇〇頁唐律校勘1所載の諸本により改める。

〔訓読文〕

諸て罪人逃亡し、將吏已に使を受け追捕するに、而るに行かず及び逗留し「故らに方便したるの者を謂ふ」、行きたると雖も、亡げたる者と相ひ遇ひ、人仗敵するに足るに、鬪はずして退きたる者は、各の罪人の罪より一等を減ず。

ずして退きたる者は、二等を減ず」とは、罪人応に死
たるべければ、将吏は徒二年半たり。「鬪ひて退きた
る者は、坐せず」とは、人仗敵せず、計^{ちから}尽き力窮み、
難を知りて退きたる者は坐せざるを謂ふ。

〔校注〕

- (i) 『訳註八』二二五頁は「為」を脱する。
(ii) 『訳註八』二二五頁は「仗」を「伏」とする。
(iii) 『訳註八』二二六頁が「二」を「三」とするのは、万有文庫
本によると思われる。

〔訳文〕

罪人が逃走し、すでに追跡・逮捕の命令を受けた将・吏が、
(追跡・逮捕に) 出動しなかつた場合、および滞留した場
合「故意に口実を設けた場合のことをいう」、出動はした
けれども、逃走者を確認し、人員・武器のうえで充分に対
抗できるのに、鬪わずに引き返した場合は、それぞれ罪人
に科すべき刑から一等を減じた刑に処する。鬪つて(逮捕
できずに) 引き返した場合は、(罪人に科すべき刑から)
二等を減じた刑に処する。もし人員・武器のうえで対抗で
きず、鬪わずに引き返した場合は、(罪人に科すべき刑か
ら) 三等を減じた刑に処する。鬪つて(逮捕できずに) 引
き返した場合は、罪としない。

『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿(上)

【疏文】捕亡令(復旧一条・復原一条⁽⁷⁾)には「囚人⁽⁸⁾、お
よび出征従軍の兵士、防衛任務の兵士、流刑⁽⁹⁾の受刑者、
移郷⁽¹⁰⁾されている者が逃走した場合、および外敵や盜賊
に加わろうとする者があつた場合⁽¹¹⁾、もしくは盜賊や
殺傷の被害が生じた場合は、いずれも追跡・逮捕しな
ければならない」とある。ここに「罪人が逃走し」と
あるのは、罪を犯し、その事実が発覚して逃走したこ
とをいう。拘束された者と、未拘束の者の双方をさす。
「すでに追跡・逮捕の命令を受けた将・吏」とあるの
は、「将」は現任の武官、「吏」は(現任の) 文官をさ
し、(これらの者が) すでに罪人を追跡・逮捕する命
令を受けたことをいう。「出動しなかつた場合、およ
び滞留した場合」とあるのは、故意に(逃走者に接近
しないように) 回避し、滞留し、および病気を詐称し
て出動しなかつたなどのことをいう。出動はしたけれ
ども、逃走者を確認し、兵員や装備のうえで充分に対
抗できるのに、鬪わずに引き返した場合に、「それぞ
れ罪人に科すべき刑から一等を減じた刑に処する」と
あるのは、罪人に死刑を科すべき場合は、将・吏は流
三千里に処するなどのことをいう。「鬪つて引き返し
た場合」とあるのは、人員・武器のうえで充分に対抗

できるのに、闘つて（逮捕できずに）引き返したことをいう。「二等を減じた刑に処する」とは、罪人に死刑を科すべき場合は、将・吏は徒三年に処するようなことがある。「もし人員・武器のうえで対抗できず」とあるのは、盗賊の人数が多くて（逮捕する側の）兵員が少ない、あるいは装備のうえで対抗できないことをいう。「闘わずに引き返した場合は、三等を減じた刑に処する」とは、罪人に死刑を科すべき場合は、将・吏は徒二年半に処することである。「闘つて引き返した場合は、罪としない」とあるのは、人員・武器のうえで対抗できず、万策力も尽き果て、危難を感じて引き返した場合は罪としないことをいう。

〔訳注〕

- (1) 原文「罪人」は「罪を犯した者」と「罪を犯したと疑われる者」を広くさし、身柄を拘束されていたか否かを問わない。現代語の「犯人」と「被疑者」を包括する概念であり、適当な訳語もないので、とりあえず「罪人」と訳す。
- (2) 原文「逗留」について、「唐律積文」は「故意に口実を設け、罪人の逃走を許容したことをいう〔謂故意方便、容罪人奔走也〕とする。
- (3) 原文「方便」について、銭『新注』九三三頁注釈①は「見かけをつくらう、手段を弄する〔制造假像、要手段〕」とする。
- (4) 原文「仗」について、「訳註六」一五頁注4は「武器を中心

とするが武器より範囲が広く凶器となるものをも含む」とするが、とりあえず「武器」と訳す。

- (5) 原文「闘」は、ここでは逮捕のための有形力の行使を意味する。武器の使用を伴わない殴打や格闘から、盗賊との武器を使用する本格的な戦闘まで、かなりの広範囲にわたる逮捕行為を包括する。

- (6) 唐律における刑の加減については、名例律五六条、「訳註五」三三三頁～三三四頁を参照。

- (7) 『拾遺』七二八頁、「校証」下冊五四九頁～五五〇頁。

- (8) 原文は「囚」。ここでは逮捕の対象となる者すべてを包括すると考えられる。一般的には官庁に身柄を拘束されている者をさす（「断獄律訳稿」一五頁注（一）参照）。以下の訳文では文脈に応じて「罪人」「受刑者」などの訳語を適宜使い分ける。

- (9) 原文「征人」は「府兵或は臨時の募兵の如何に閑せず、一般出征者を意味する」（「訳註七」一七頁注2）。曹『訳注』九四〇頁は「出征人（出征人）」、銭『新注』九二二頁は「征戦人（征戦人）」と訳す。

- (10) 原文「防人」は、辺境に布置した鎮・戍に、折衝府から派遣されて防守にあたる府兵（「訳註五」三三三頁注2、「訳註七」三三三頁注3参照）。曹『訳注』九四〇頁は「防守人（防守人）」、銭『新注』九二二頁は「駐防人（駐防人）」と訳す。折衝府、府兵ならびに府衛制度の概要は「訳註五」三三三頁注3、「訳註七」二三頁～二四頁注3を参照。

- (11) 唐律の刑罰は笞刑、杖刑、徒刑、流刑、死刑の五種類であり、五刑と総称される。その概要は、名例律一条～五条、「訳註五」二五頁～二九頁を参照。

- (12) 移郷は「人を殺して死刑に該当する者が、恩赦に会って死を

免ぜられたときに科せられる特別処分」であり、「被害者の家に期以上の親族があれば、その家から千里（約四四〇キロメートル）以上離れた所に強制移住させるものであり、以て復讐の危難を避けしめることを目的とする」（『訳註七』一三八頁）。

(13) 原文「欲入寇賊」を『訳註八』二二五頁は「入ツテ寇賊セント欲シ」と訓読するが、曹『訳注』九四〇頁が「盜賊への加入を企図し〔企図投奔賊寇〕、錢『新注』九二二頁が「盜賊集団に加入しようとし〔要加入盜賊団夥〕と訳すのに従う」。

(14) 原文「発」を『訳註八』二二七頁注²は「犯罪ノ事発」とは名29第一項の疏に依れば、「已被告言」即ち已に告訴されたことを謂う」として限定的に解するが、『訳註五』一七二頁の「発覚とは何かについて、……われわれの立場から論理的に定義しようとするならば、告言と並んで挙効をあげなければならぬ。……私人の「告」か官憲の「挙」かいずれかによって犯罪は「已発」となる」との説に従い、告言と挙効の双方を含む「官序による犯罪の認知」の意味を込めて「発覚」と訳す。告言については「断獄律訳稿」一七頁注(2)を参照。

《第二段》

〔原文〕

即非将吏。臨時差遣者。各減将吏一等。三十日内。能自捕得罪人。獲半以上。雖不得半。但所獲者最重。皆除其罪。雖一人捕得。餘人亦同。若罪人已死。及自首各尽者。亦從免法。不尽者。止以不尽為坐。

疏議曰。即非将吏。謂非見任文武官。即停家職資。

〔唐律疏議〕捕亡律現代語訳稿（上）

〔釈曰。停家職資。謂前職前官。〕及勲官之類。臨時州県差遣。領人追捕者。各減将吏罪一等。雖非将吏。奉勅差行者。亦同将吏之法。不在減一等之限。三十日内。自捕得罪人。獲半以上。謂十人逃亡。獲得五六者。雖不得半。但所獲者最重。假有徒流死囚。一時逃走。捕得死罪一人。雖不得徒流九人。仍除其罪。雖是一人捕得。衆共失囚之人。並同免法。若罪人已死。謂自死及被他人殺。若能掃首。十人俱尽者。亦從免法。若罪人自首不尽。止以不尽之人。準罪為坐。

〔訓読文〕

即し将吏に非ず、臨時に差遣せられたる者は、各の将吏より一等を減す。三十日以内に、能く自ら罪人を捕得し、半ば以上を獲、半ばを得ざるも、但し獲たる所の者最も重ければ、皆な其の罪を除く。一人捕得したると雖も、餘人も亦た同じ。若し罪人已に死し、及び自首し各の尽くしたる者も、亦た免ずるの法に従ふ。尽くさざる者は、止だ尽くさざるを以て坐と為す。

疏議して曰く。「即し将吏に非ず」とは、見任の文武官に非ず、即ち停家の職資「釈して曰く。「停家の職資」とは、前職前官を謂ふ」、及び勲官の類を謂ふ。

臨時に州県より差遣せられ、人を領し追捕したる者は、各の将吏の罪より一等を減ず。将吏に非ざると雖も、勅を奉じ差行したる者も、亦た将吏の法に同じく、一等を減ずるの限りに在らず。三十日以内に、自ら罪人を捕得し、「半ば以上を獲」とは、十人逃亡し、五六を獲得したる者を謂ふ。「半ばを得ざると雖も、但し獲たる所の者最も重ければ」とは、假有は徒流死囚、一時に逃走し、死罪の一人を捕得したれば、徒流の九人を得ざると雖も、仍ほ其の罪を除く。是れ一人捕得したると雖も、衆の共に囚を失したるの人も、並びに免ずるの法に同じ。「若し罪人已に死し」とは、自ら死し及び他人に殺されたるを謂ふ。若しくは能く帰首し、十人俱に尽くしたる者も、亦た免ずるの法に従ふ。若し罪人自首し尽くさざれば、止だ尽くさざるの人を以て、罪に準じて坐と為す。

〔校注〕

(iv) 「訳註八」二二六頁が「尽」と「為」の間に「人」を加入して「尽サザル人(數)ヲ以テ坐ト為ス」と訓読するのは、万有文庫本によると思われる。

(v) 「訳註八」二二六頁は「走」を「亡」とする。

(vi) 「訳註八」二二六頁は「是」を脱する。

〔訳文〕

もし将・吏でなく、臨時に(罪人の追跡・逮捕に)派遣された者は、それぞれ将・吏(に科すべき刑)から一等を減じた刑に処する。(罪人の逃走から)三十日以内に、みずから罪人を逮捕し、半数以上を逮捕した場合、半数までは逮捕しなかつたけれども、もし逮捕された者が(罪人のなかで)もつとも重い刑を科すべき者である場合は、いずれも罪とし⁽¹⁶⁾ない。(罪人を逃走させた者のなかの)一人が逮捕したのであつても、他の者も同様とする。もし罪人がすでに死亡し、および自首し、それぞれ(逃走した罪人に)残る者がなくなつた場合も、罪としない規定による。残る者がある場合は、残る者(に科すべき刑)にもとづいて(一等を減じた刑に)処断する。

【疏文】「もし将・吏でなく」とあるのは、文官・武官の現任でない者、すなわち家郷にある官職有資格者⁽¹⁸⁾【釈文】「家郷にある官職有資格者」とあるのは、かつて官職に任じた者のこと⁽¹⁹⁾をいう⁽²⁰⁾、および勲官⁽²¹⁾などのことをいう。(これらの者が)臨時に州・県から派遣され、人員を統率して(罪人の)追跡・逮捕にあつた場合は、それぞれ将・吏の(科せられるべき)刑から一等を減じた刑に処する。将・吏ではないけれども、

皇帝の命令を受けて派遣された者も、将・吏についての規定と同様とし、一等を減ずる範囲から除外する。

(罪人の逃走から)三十日以内に、みずから罪人を逮捕し、「半数以上を逮捕した」とあるのは、逃走した十人のうち、五人か六人(以上)を逮捕したことをいう。「半数までは逮捕しなかつたけれども、もし逮捕された者もつとも重い刑を科すべき者である場合」とは、たとえば徒刑・流刑・死刑を科すべき罪人(あわせて十人)が、同時に逃走したとき、死刑を科すべき罪人一人を逮捕すれば、徒刑・流刑を科すべき罪人(あわせて)九人を逮捕しなかつたとしても、罪としないようなことである。(罪人を逃走させた者のなかの)一人が逮捕したのであつても、ともに罪人を逃走させた者は、いずれも同様に罪としない規定による。「もし罪人がすでに死亡し」とあるのは、(罪人が)自害し、および他人に殺されたことをいう。もしくは自首して、(逃走した罪人が)十人もすべて残らなくなつた場合も、罪としない規定による。もし罪人が残らず自首したのではなければ、残る者に科すべき刑にもとづいて(一等を減じた刑に)処断する。

『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿(上)

〔訳注〕

(15) 原文「但」の訓として、積大典「文語解」巻二が「モシ」を示すのに従う。

(16) 原文は「除其罪」。戴「通論」一六四頁の「唐律および疏議は、訴追の要件および刑の免除については、比較的明確に認識しており、「告乃坐」により訴追の要件を、「免罪」あるいは「除罪」により刑の免除を示す(唐律及疏議、対訴追要件及免刑、比較有清晰認識、用「告乃坐」指訴追要件、用「免罪」或「除罪」指免刑)との説を根拠に、「訳註八」二二八頁注6は「罪ヲ除ク」とは免刑を謂い、犯罪の不成立ではない」とする。これに従えば「刑を免除する」と訳すべきであるが、戴「通論」の論拠も明確ではないので、「不坐」と同様に「罪としない」と訳しておく。

(17) 『訳註八』二二六頁は律文・疏文ともに「止夕尽サザル人数」ヲ以テと「数」字を補つて訓読し、錢「新注」九二二頁は律文を「ただ官庁に投じて自首しない人数により(只依未投案自首的人数)」、疏文を「ただ官庁に帰さない罪犯の数により(只依未帰案的罪犯数)」と「数」字を補つて訳す。しかし逮捕された者がなくて、まだ死亡および自首していない逃走者がある限り、その人数や割合に関係なく罪に問われるはずであるから、曹「訳註」九四一頁の「ただそのうちの自首に戻つてこない逃犯の罪に照らして(只応比照其中未回来自首逃犯の罪)」のように、「数」字を補わずに訳すべきである。

(18) 原文「停家職資」について、劉「箋解」下冊一九五三頁箋釈(三)は「停家職資とは、停官で前資を有する人をさす。唐制では、官秩が満つれば、一般に解任されて選を候つが、前資を有するので、停家職資と通称する(停家職資、指停官有前資之人。唐制、凡官秩満、一般須解任候選、因其有前資、故通称为停家職

資〕、錢『新注』九二三頁注釈⑦は「服喪・休暇あるいは解職により職資と官品を帯して家郷にあり、新たな職務への任用を待機することをさす（指因居喪・休暇或解職後帶職階品在家等待重新任職）」とする。

(19) この釈文は「後代に未刑統の細字夾注が竄入したものである」〔訳註三、八〇〇頁備考〕。

(20) 勲官は「武功の褒賞として授けられる」官〔訳註五、六六頁注5〕。〔訳註八、二一八頁注5は「勲官は職事官此を兼帯することがあるが、ここに言う勲官は、勲官だけを保有するものを謂う」とするが、職事官を兼帯しない勲官保有者が散官を兼帯することはありうる。なお、職事官は「官庁機構のうちにおける具体的な職掌名」、散官は「特定の職掌を伴わず、ただ官品を賦与するだけの意味をもつ称号」〔訳註五、六五頁注5〕。

(21) 州は「県の上位におかれた地方行政機関」、県は「最末端の地方行政機関」〔断獄律訳稿〕三一頁注(2)(3)。

《第三段》

〔原文〕

限外。若配贖以後。能自捕得者。各追減三等。即為人捕得。及罪人已死若自首。各追減二等。〔已經奏決者。不在追減之例。餘条追減準此。〕

疏議曰。失罪人經三十日。追捕不得。無官蔭者。或配徒流。有官蔭者。或已徵贖。此後能自捕得罪人。各追減前所斷罪三等。即他人捕得。及罪人身死訖。若罪人

自首。各得追減二等。註云。已經奏決者。不在追減之例。謂將吏以下失罪人。其罪已經奏決徒流笞杖之類。不在追減之例。餘条追減準此。謂亡失宝印。及不覺失囚等。称追減者。若事經奏決。亦不在追減之例。故云餘条準此。

〔訓読文〕

限外に、若しくは配贖せられたる以後に、能く自ら捕得たる者は、各の三等を追減す。即し人に捕得せられ、及び罪人已に死し若しくは自首したれば、各の二等を追減す〔已に奏決を経たる者は、追減するの例に在らず。餘条の追減は此に準ず〕。

疏議して曰く。罪人を失し三十日を経、追捕し得ざれば、官蔭なき者は、或は徒流に配せられ、官蔭ある者は、或は已に贖を徴せらる。此の後に能く自ら罪人を捕得したれば、各の前に断じたる所の罪より三等を追減す。即し他人捕得し、及び罪人身ら死し訖り、若しくは罪人自首したれば、各の二等を追減するを得。註に云ふ「已に奏決を経たる者は、追減するの例に在らず」とは、將吏以下罪人を失し、其の罪已に徒流笞杖を奏決したるを経たるの類は、追減するの例に在らざ

るを謂ふ。「餘条の追滅は此に準ず」とは、「宝印を亡失したる」、及び「覺らずして囚を失したる」等の、「追滅」と称する者も、若し事、奏決を経たれば、亦た追滅するの例に在らざるを謂ふ。故に云ふ「餘条は此に準ず」と。

〔校注〕

(vii) 「訳註八」二二七頁は「所」を脱する。

〔訳文〕

(罪人の逃走から三十日の)期限が経過したあと、もしくは徒刑・流刑の執行や贖銅の徴収の(尚書省による)処断のあとに、みずから逮捕した場合は、それぞれ三等を追滅する。もし他人が逮捕し、および罪人がすでに死亡し、もしくは自首した場合は、それぞれ二等を追滅する。「すでに皇帝の裁断による執行・徴収を経た場合は、追滅する範囲から除外する。他の条項の追滅はこれに準ずる」。

【疏文】罪人が逃走してから三十日を経過し、追跡・逮捕できなかつた場合は、官・蔭のない者には徒刑・流刑の執行の処断もありうるし、官・蔭のある者には贖銅の徴収の処断もありうる。そのあとにみずから罪人を逮捕した場合は、それぞれ(罪人の逮捕の)前に処

断した刑から三等を追滅する。もし他人が逮捕し、および罪人自身がすでに死亡し、もしくは罪人が自首した場合は、それぞれ二等の追滅を得られる。註文に「すでに皇帝の裁断による執行・徴収を経た場合は、追滅する範囲から除外する」とあるのは、将・吏以下の者が罪人を逃走させた罪について、すでに徒刑・流刑・笞刑・杖刑を皇帝の裁断により執行されたなどの場合は、追滅する範囲から除外することをいう。「他の条項の追滅はこれに準ずる」とあるのは、皇帝や官庁の印章の紛失(雜律四七条・四九条・五八条)および囚人の逃走の過失による見逃し(捕亡律一六条)などに規定される「追滅」も、もし事案が皇帝の裁断による執行・徴収を経た場合は、追滅する範囲から除外することをいう。それゆえに「他の条項はこれに準ずる」という。

〔訳注〕

(22) 「贖とは刑罰の重さに対応して所定の額の財貨を提供せしめることをもつて、実刑の執行に代える制度」であり、唐律では「銅の地金の量目をもつて単位としている」(「訳註五」二一九頁)。(23) 尚書省の処断がなされてから、皇帝の裁断が下るまでの間をさす。官員の罪については、尚書省の処断が皇帝に上奏され、皇帝の裁断を経て、刑の執行や贖銅の徴収がなされ(獄官令復旧二

条・復原二条（『拾遺』七五七頁、『拾遺補』八一七頁、『校証』下冊六四四頁）参照、これをもって「奏決」がなされたことになる。「決」はこの場合、刑の執行に加えて贖銅の徴収をも含む。なお尚書省は「中央行政機関である三省（中書省・門下省・尚書省）の一つで、行政の執行を掌る」（『断獄律訳稿』三二頁注（4））。

（24）ここでは、罪人の逃走から三〇日の経過、または尚書省の処断により定まった刑からの減等をさす。

（25）九品以上の者は流罪以下を贖する特典を有する。「七品以上の者の祖父母、妻、子、孫、曾孫、玄孫」および「五品以上の者の妾」も贖をゆるされ、これを「蔭贖」という（『訳註五』八〇頁～八二頁参照）。蔭については『訳註五』一一一頁注3、「断獄律訳稿』四三頁注（1）も参照。

【捕亡律二条】罪人持仗拒捍

《第一段》

〔原文〕

諸捕罪人。而罪人持仗拒捍。其捕者格殺之。及走逐而殺。

〔走者持仗空手等〕若迫窘而自殺者。皆勿論。

疏議曰。捕罪人。謂上条將吏以下捕罪人。而罪人乃持

仗拒捍。仗。謂兵器及杵棒之属。其捕者。以其拒捍。

因而格殺之。及罪人逃走。捕者逐而殺之。註云。走者

持仗空手等。慮其走失。故雖空手。亦許殺之。若迫窘

而自殺。謂罪人被捕。逼迫窮窘。或自殺。或落坑穿而死之類。皆悉勿論。

〔訓読文〕

諸て罪人を捕ふるに、而るに罪人仗を持し拒捍し、其の捕ふる者之を格殺し、及び走^にげたるに逐^おひて殺し「走^いげたる者は仗を持したると空手たと等し」、若しくは迫窘して自殺したる者は、皆な論ずる勿^なし。

疏議して曰く。「罪人を捕ふるに」とは、上条の將吏以下罪人を捕ふるを謂ふ。而るに罪人乃^{かへ}て仗を持し拒捍す。「仗」とは、兵器及び杵棒の属を謂ふ。其の捕ふる者、其の拒捍するを以て、因りて之を格殺し、及び罪人逃走したるに、捕ふる者逐ひて之を殺したり。

註に云ふ「走^いげたる者は仗を持したると空手たと等し」とは、其の走失を慮り、故に空手たと雖も、亦た之を殺すを許す。「若しくは迫窘して自殺したる」とは、罪人捕へられ、逼迫窮窘し、或は自殺し、或は坑穿に落ちて死したるの類を謂ふ。皆な悉く論ずる勿し。

〔校注〕

（i）『訳註八』二二八頁は「仗」を「杖」とする。

〔訳文〕

罪人を逮捕するとき、罪人が武器を所持して抵抗したので、その逮捕者が格闘して罪人を殺した^①場合、および（罪人が）逃走しようとしたので追跡して殺した場合「逃走しようとした者は武器を所持しても素手でも同じである」、もしくは追いつめたところ^②自害した場合は、いずれも罪としな^③い。

【疏文】「罪人を逮捕する」とあるのは、上条（捕亡律

一条）の将・吏以下の者が罪人を逮捕することをいう。そのとき罪人が武器を所持して抵抗し——「武器」とあるのは、兵器および棍棒などのことをいう——、その逮捕者が、罪人が抵抗したので、罪人を格闘して殺した場合。および罪人が逃走しようとしたので、逮捕者が追跡して罪人を殺した場合。註文に「逃走しようとした者は武器を所持しても素手でも同じである」とあるのは、罪人が逃げうせることに配慮して、素手であるとしても、罪人を殺すことを許容するということである。「もしくは追いつめたところ自害した」とあるのは、罪人が逮捕されかかると、追いつめられて逃げ場を失い、自害した場合や、落とし穴に落ちて死亡した場合などのことをいう。いずれもすべて罪としない。

『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿（上）

〔訳注〕

（1）原文「格殺」は「殴りあって殺す〔搏闘殺死〕」こと（曹『訳注』九四三頁注釈（2））。曹『訳注』九四三頁が「その場で撃ち殺す〔當場擊殺〕」と訳すまでの限定性はないが、ある程度の時間的近接性は要したと思われる。

（2）原文「追窘」の「窘」を『唐律釈文』は「急の意味である〔訓急也〕」とする。

（3）原文「勿論」について、戴『通論』一一七頁に「これを処罰しない理由は、逮捕者による公務執行にあたり、罪人が武器を所持して抵抗したため、あるいは逃げうせることを恐れたためになされたことを律が重視したからである〔其不罰之理由、律意側重於捕罪人之執行公務、因罪人持仗而拒捍、或恐其逃失〕」とあるのにもとづいて、『訳註八』一一九頁注2は「この「勿論」は違法阻却（法令行為）と解すべきである」とする。しかし法令行為（正当業務行為）として逮捕者の違法性を阻却するのであれば、逮捕に抵抗する罪人が素手であるとしても違法性を阻却して不処罰とすべきである。

《第二段》

〔原文〕

即空手拒捍而殺者。徒二年。已就拘執及不拒捍而殺。或折傷之。各以鬪殺傷論。用刃者。從故殺傷法。

疏議曰。謂罪人空手。雖相拒捍。不能為害。而格殺之者。徒二年。若罪人已被拘執。及元無拒捍之心。而殺

或折傷之。各依鬪訟律。以鬪殺傷論。用刃者。從故殺傷法。

〔訓読文〕

即し空手にて拒捍せられて殺したる者は、徒二年。已に拘執に就き及び拒捍せざるも、之を殺し或は折傷したれば、各の鬪殺傷を以て論ず。刃を用ゐたる者は、故殺傷の法に従ふ。

疏議して曰く。謂ふところ、罪人空手たれば、相ひ拒捍したると雖も、害を為す能はざるに、之を格殺したる者は、徒二年。若し罪人已に拘執せられ、及び元より拒捍するの心なきも、之を殺し或は折傷したれば、各の鬪訟律に依り、鬪殺傷を以て論ず。刃を用ゐたる者は、故殺傷の法に従ふ。

〔訳文〕

もし（罪人に）素手で抵抗されて殺した者は、徒二年に処する。（罪人が）すでに拘束されたのに、および抵抗しなかつたのに、これを殺し、あるいは折傷した場合は、それぞれ鬪殺傷（鬪訟律二条～五条）として処断する。刃物を使用した者は、故殺傷の規定（鬪訟律五条）による。

【疏文】罪人が素手であれば、抵抗したとしても、（逮捕者に）危害を加えることはできないのに、これを格闘して殺した者は、徒二年に処することをいう。もし罪人がすでに拘束されたのに、およびもともと抵抗する意思がなかつたのに、これを殺し、あるいは折傷した場合、それぞれ鬪訟律（二条～五条）により、鬪殺傷として処断する。刃物を使用した者は、故殺傷の規定（鬪訟律五条）による。

〔訳注〕

（4）「折傷」は、鬪訟律二条に定める、齒を折る、耳・鼻を毀損する、手足の指を折るなど、徒一年に処する程度の傷害以上の傷害をいう（鬪訟律一条疏、『訳註七』三三八頁注4、「断獄律訳稿」三六頁注（3）参照）。

（5）鬪殺傷は、鬪争の場で殺傷の意思なくして人を殴打し、その結果として傷害し、あるいは殺害することをいう。刃物（原文は「刃」）を使用した場合は故殺傷、すなわち殺傷の故意による人の傷害・殺害として論じられる（『訳註五』七一頁注7、『訳註七』二八六頁、「断獄律訳稿」一九頁注（2）、三二六頁注（4）参照）。「刃」については、鬪訟律三条註が「刃とあるのは、金属製で、大小を問わず、人を殺害するに足るもののことという〔刃。謂金鉄。無大小之限。堪以殺人者〕と定義している。

《第三段》

〔原文〕

罪人本犯応死而殺者。加役流。即拒毆捕者。加本罪一等。傷者。加鬪傷二等。殺者斬。

疏議曰。謂罪人本犯合死。已就拘執及不拒捍。而捕殺之者。加役流。即拒毆捕者。加本罪一等。假有罪人本犯徒三年。而拒毆捕人。流二千里。傷者。加鬪傷二等。假有拒毆捕者。折一齒。加凡鬪二等。合徒二年之類。殺捕人者斬。捕人不限貴賤。殺者合斬。

〔訓讀文〕

罪人の本犯応に死たるべくして殺したる者は、加役流。即し捕ふる者に拒毆したれば、本罪に一等を加ふ。傷つけたる者は、鬪傷に二等を加ふ。殺したる者は斬。

疏議して曰く。謂ふところ、罪人の本犯合に死たるべきに、已に拘執に就き及び拒捍せざるも、之を捕殺したる者は、加役流。「即し捕ふる者に拒毆したれば、本罪に一等を加ふ」とは、假有ば罪人の本犯徒三年たりて、捕ふる人に拒毆したれば、流二千里たり。「傷つけたる者は、鬪傷に二等を加ふ」とは、假有ば捕ふる者に拒毆し、一齒を折りたれば、凡鬪に二等を加へ、

『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿（上）

合に徒二年たるべきの類なり。捕ふる人を殺したる者は斬。捕ふる人は貴賤を限らず、殺したる者は合に斬たるべし。

〔訳文〕

もと犯した罪で死刑を科すべき罪人を殺した者は、加役流に処する。もし（罪人が）抵抗して逮捕者を殴打した場合、もと犯した罪（の刑）に一等を加えた刑に処する。傷害した者は、鬪傷（鬪訟律一条、四條）の刑に二等を加えた刑に処する。殺した者は斬に処する。

【疏文】もと犯した罪で死刑を科すべき罪人が、すでに拘束されたのに、および抵抗しなかったのに、これを逮捕の際に殺した者は、加役流に処することをいう。「もし抵抗して逮捕者を殴打した場合は、もと犯した罪に一等を加えた刑に処する」とは、たとえばもと犯した罪で徒三年を科すべき罪人が、抵抗して逮捕者を殴打した場合は、流二千里に処するようなことである。「傷害した者は、鬪傷の刑に二等を加えた刑に処する」とは、たとえば抵抗して逮捕者を殴打し、齒一本を折つた場合は、通常の鬪傷（の刑である徒一年。鬪訟律二條）に二等を加え、徒二年に処すべきことなどのよう

なことである。逮捕者を殺した者は斬に処する。逮捕者の貴賤を問わず、これを殺した者は斬に処すべきである。⁽⁷⁾

〔訳注〕

(6) 原文「凡」は、加害者と被害者の間に特別な身分関係がないことを意味する。

(7) 罪人の本罪と拒捕罪との関係は、本罪という一罪の発覚後、拒捕という別の一罪が犯されたと理解される。したがって、名例律二九条「罪を犯してすでに発覚し、およびすでに刑を執行された者が、さらに罪を犯した場合は、それぞれ刑を併科する〔諸犯罪已発。及已配。而更爲罪者。各重其事〕にいう更犯併科の原則により、それぞれの刑を併科することになる〔訳註五〕一七二頁参照。戴『各論』一八五頁下段の「その本罪と、拒捕して捕人を殺したることによる死刑（斬）とは、併科されると解すべきである〔其本罪与拒捕而殺捕人之死刑（斬）、宜解爲亦予併科〕」、〔訳註八〕二二〇頁注3の「この場合、罪人のもと犯した罪と、捕人を殺したる罪の斬刑とは、やはり更犯として併科すべきであろう」、劉『箋解』下冊一九六〇頁の「罪人が抵抗して逮捕者を殴打した場合は、もと犯した罪のほかにさらに拒捕の罪を犯したのであるから、罪を加えあわせて処罰すべきであろう。殺傷をした場合は、罪質が通常の闘殺傷より重いので、刑を加等して科断すべきである〔蓋罪人拒殴捕者、是本罪之外復犯拒捕之罪、故須加罪併罰；其有殺傷者、性質重于凡闘殺傷、故須加等而科也〕」などの記述は、このような理解に基づく。

【捕亡律三条】被殴擊姦盜捕法〔問答一〕

《第一段》

〔原文〕

諸被人毆擊折傷以上。若盜及強姦。雖傍人。皆得捕繫以送官司。〔捕格法。準上条。即姦同籍内。雖和。聽從捕格法。〕

疏議曰。有人毆擊他人。折齒折指以上。若盜及強姦。

雖非被傷被盜被姦家人及所親。但是傍人。皆得捕繫以送官司。捕格法。準上条。持仗拒捍。其捕者。得格殺之。持仗及空手而走者。亦得殺之。其拒捕不拒捕。並同上条捕格之法。即姦同籍内。言同籍之内。明是無限良賤親疎。雖和姦。亦聽從上条捕格之法。

問曰。親戚共外人和姦。若捕送官司。即於親有罪。律許捕格。未知捕者。得告親罪以否。

答曰。若男女俱是本親。合相容隱。既兩俱有罪。不合捕格告言。若所親共他人姦。他人即合有罪。於親雖合容隱。非是故相告言。因捕罪人。事相連及。其於捕者。不合有罪。和姦之人。兩依律斷。

〔訓読文〕

諸て人に毆撃せられ折傷以上たり、若しくは盜まれ及び強姦せられたるは、傍人と雖も、皆な捕繫して以て官司に送

るを得「捕格の法は、上条に準ず。即し同籍の内を姦したれば、和したると雖も、捕格の法に従ふを聴す」。

疏議して曰く。人あり、他人を毆撃し、折齒折指以上たり、若しくは盗み及び強姦したれば、傷つけられ、盗まれ、姦せられたる家人及び所親に非ざると雖も、但そ是れ傍人たれば、皆な捕繫して以て官司に送るを得。「捕格の法は、上条に準ず」とは、仗を持し拒捍したれば、其の捕ふる者は、之を格殺するを得。仗を持し及び空手にて走げたる者も、亦た之を殺すを得。

其れ拒捕したると拒捕せざると、並びに上条の捕格の法に同じ。「即し同籍の内を姦し」は、「同籍の内」と言へば、明らけし、是れ良賤親疎を限らざるは。和姦したると雖も、亦た上条の捕格の法に従ふを聴す。

問ひて曰く。親戚と外人と共に和姦す。若し捕へて官司に送りたれば、即ち親に於て罪あるも、律は捕格を許す。未だ知らず、捕へたる者は、親を告したるの罪を得るや以否や。

答へて曰く。若し男女俱に是れ本親たれば、合に相ひ容隠すべし。既に両ら俱に罪あれば、合に捕格し告言すべからず。若し所親と他人と共に姦したれば、他人は即ち合に罪あるべし。親に於ては合に容隠すべき

と雖も、是れ故らに相ひ告言したるに非ず。罪人を捕ふるに因り、事相ひ連及す。其れ捕ふる者に於ては、合に罪あるべからず。和姦したるの人は、両ら律に依り断す。

〔校注〕

(i) 〔訳註八〕二二〇頁は「是」を脱する。

(ii) 〔訳註八〕二二〇頁は「是」を脱する。

(iii) 〔訳註八〕二二〇頁は「其」を脱する。

〔訳文〕

人に毆打されて折傷以上の傷害を負い、もしくは強窃盗および強姦の被害を受けた者がある場合は、(現場にいた)第三者であっても、すべて(犯人を)逮捕・拘束して官庁に送ることができる〔逮捕・格闘の規定は、上条(捕亡律二条)に準ずる。もし(逮捕者と)戸籍を同じくする者と姦淫をした者については、合意し(て姦淫をし)たのであつても、逮捕・格闘の規定によるものとす。〕

〔疏文〕人が他人を毆打して、齒を折り、指を折る以上の傷害を負わせ、もしくは強窃盗および強姦をした場合は、傷害、強窃盗、(強)姦の被害を受けた者の家人および親族ではないとしても、およそ(現場にいた)第三者であれば、すべて(犯人を)逮捕・拘束して官

庁に送ることができる。「逮捕・格闘の規定は、上条に準ずる」とは、(犯人が)武器を所持して抵抗した場合は、逮捕者はこれを格闘して殺すことができ、武器を所持し、および素手であるとしても、逃走しようとした場合も、これを殺すことができることである。犯人が逮捕に抵抗した場合も、逮捕に抵抗しなかった場合も、いずれも同様に上条(捕亡律二条)の逮捕・格闘の規定による。「もし戸籍を同じくする者と姦淫をした者」には、「戸籍を同じくする者」とあるから、良賤や親疎を問わないことは明らかである。合意して姦淫をしたのであっても、上条(捕亡律二条)の逮捕・格闘の規定によるものとする。

【問】(逮捕者の)親族が他人と合意して姦淫をし、もし(彼らを)逮捕して官庁に送ったとする。親族についてはこれを告発した罪(鬪訟律四四条、四六条)を犯したことになるが、律文(本条)は逮捕・格闘を許容する。それでは、逮捕者は親族を告発した罪に問われるのであろうか。

【答】もし(姦淫の当事者である)男女がともに(逮捕者の)本服の親族であれば、藏匿をしなければならぬ。(姦淫の当事者の)双方についてともに(告発の)

罪を犯したことになるから、逮捕・格闘も告発もしなければならない。もし親族が他人と姦淫をした場合は、他人については(姦淫の)罪あるものと(して告発)することができる。親族については(姦淫の罪を)藏匿しなければならぬけれども、これは故意に(親族を)告発したのではなく、犯人の逮捕により、事柄が(親族の告発へと)波及したのである。その逮捕者については、(親族の告発の)罪とすべきではない。合意して姦淫をした者は、双方とも(姦淫に関する)律文(雜律二二条以下)の規定により処断する。

〔訳注〕

(1) 原文「盜」は「窃盜と強盜を包括する(此包括窃盜与強盜)」「(戴)『名義論』二八六頁上段。曹『訳注』九四五頁も「他人の財物を強盜・窃盜し(窃盜・強盜他人財物)」と解する。

(2) 原文は「所親」。名例律一五条「所親の蔭の特典を受ける者が、その所親の祖父父母母に対して罪を犯した場合は(藉所親蔭而犯所親祖父父母母者)」についての疏文「所親とあるのは傍系親のことをいう。祖父父母母および子孫ではない、およそ傍系の親族から自己の身に蔭の特典を受ける者である(所親。謂旁親非祖父父母母及子孫。但旁蔭己身者)は、これを傍系親とするが、蔭に限定した説明であって、一般的な定義ではない。曹『訳注』九四五頁「近親者(所親近的人)」、錢『新注』九二六頁「親族(親屬)」に従い、親族一般をさすと解する。

(3) 『訳註八』二二〇頁は、原文「雖非被傷被盜被姦家人及所親。但是傍人」の「雖」を「傍人」までにかけて「姦セラレタル家人及び所親ニ非ズシテ、但ノ傍人ナリト雖モ」と訓読する。しかし、曹『訳註』九四五頁「傷つけられ、窃盜をされ、強盜をされ、強姦をされた者の家人および近親者でなくとも、傍人でありさえすれば、雖然不是被傷・被窃盜・被強盜・被強姦の家裡人及所親近的人、只要是傍人」、錢『新注』九二六頁「毆打傷害され、盗まれ、姦淫をされた者の家人および親族でなくとも、傍人でさえあれば、雖然不是被打傷・被盜・被姦の家人及親屬、只是旁人」のように、「雖」は「所親」までにかかると解すべきである。

(4) 原文は「親戚」。ここでは親族一般をさすと解する。名例律三八条問答「本条疏文の共犯者逮捕の設例は通常人のためのものであり、親戚間のための設例ではない（此捕為凡人発例。不与親戚生文）」は「凡人」の対語としてこの語を用い、戸婚律二八条問答「その夫の内外の親戚との間に罪を犯したならば（其夫内外親戚相犯）」も広範な親族関係を包括する語として用いている。

(5) 原文「告言」は「告訴」「告発」「被害の届出」など広範な意義を有する語である（断獄律訳稿一七頁注（2））が、ここでは「告発」とする。『訳註八』二二二頁注4は「告親罪は親戚を訴えることであつて、広義では誣告と実告を含み、狭義では実告を指す。……告訴が事実であつても罰せられる。蓋し親屬は相容隠すべきであるから」とする。

(6) 原文は「本服」。ここでは「本服の親族」と解する。「本服」は「正服・義服を問わず、出降など社会的な服の降等事由の影響を受けていない、ないしはその影響を觀念的に除去した、本来の服」「正服」は「自然的血縁にもとづき、かつ社会的な降等事由の影響を受けていない本来の服」「義服」は女性の出嫁、男性の

『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿（上）

出継など「後天的社会的な原因によって生じた服」（『訳註五』一七頁～一八頁）。ただし、曹『訳註』九四五頁が「もし姦淫を犯した男女双方がともに本人の親戚であれば（倘若犯姦の男女双方都是本人の親戚）」、錢『新注』九二六頁が「もし男女双方がともに」とも親族であれば（若男女双方都原本是親屬）」と訳すように、親族一般をさすと解する余地もある。

(7) 原文は「相容隠」。名例律四六条により「親族関係等に基づく犯人藏匿の免責」を規定された間柄を「相容隠」「相容隠者」などと呼称する。『訳註五』二九二頁～二九三頁、『訳註八』二二三頁注2参照。

《第二段》

〔原文〕

若餘犯。不言請而輒捕繫者。笞三十。殺傷人者。以故殺傷論。本犯応死而殺者。加役流。

疏議曰。若餘犯不言請。謂非毆擊人折傷以上。若盜及強姦。或和姦同籍内。此外有犯。須言請官司。不得輒加捕繫。如捕繫者。笞三十。因而殺傷人者。以故殺傷論。本犯応死。謂餘犯合死。捕而殺者。合加役流。

〔訓読文〕

若し餘犯、言請せずして輒く捕繫したる者は、笞三十。人若し殺傷したる者は、故殺傷を以て論ず。本犯応に死たるべ

くして殺したる者は、加役流。

疏議して曰く。「若し餘犯、言請せず」とは、謂ふところ、人を毆撃し折傷以上たり、若しくは盗み及び姦姦し、或は同籍の内と和姦したるに非ず、此の外に犯あれば、須らく官司に言請すべく、輒く捕繫(iv)を加ふるを得ず。如し捕繫したる者は、笞三十。因りて人を殺傷したる者は、故殺傷を以て論ず。「本犯応に死たるべく」とは、餘犯の合に死たるべきを謂ふ。捕へて殺したる者は、合に加役流たるべし。

〔校注〕

(iv) 『訳註八』二二二頁は「繫」を「撃」とする。

〔訳文〕

もし他の罪の犯人を、(官庁に逮捕を)要請せず、安易に(みづから)逮捕・拘束した場合は、笞三十に処する。(そのため)犯人を殺傷した場合は、故殺傷(鬪訟律五条)として処断する。もと犯した罪で死刑を科すべき犯人を殺した場合は、加役流に処する。

【疏文】「もし他の罪の犯人を、要請せず」とあるのは、人を毆打して折傷以上の傷害を負わせ、もしくは強窃盗および強姦をし、あるいは(逮捕者と)戸籍を同じ

くする者と合意して姦淫をしたのではなく、(これら四類型の罪を除く)その他の罪を犯した犯人があれば、官庁に(逮捕を)要請しなければならず、安易に(みづから)逮捕・拘束をしてはならないことをいう。もと逮捕・拘束した場合は、笞三十に処する。そのため犯人を殺傷した場合は、故殺傷として処断する。「もと犯した罪で死刑を科すべき」とあるのは、(前述の四類型の罪を除く)その他の罪で死刑を科すべきことをいう。これを逮捕の際に殺した場合は、加役流に処すべきである。

〔訳注〕

(8) 原文は「言請」。『訳註八』二二二頁注6は「官は申請して許可を受けること」、曹『訳注』九四六頁は「告発して指示を請う〔言告請示〕」「報告して指示を請う〔報告請示〕」、錢『新注』九二六頁も「報告して指示を請う〔報告請示〕」とするが、この場合に逮捕に向かうのは官員であるから、逮捕の要請と解する。

【捕亡律四条】道路行人捕罪人

〔原文〕

諸追捕罪人而力不能制。告道路行人。其行人力能助之而不助者。杖八十。勢不得助者勿論。「勢不得助者。謂隔險難。

及馳駅之類。」

疏議曰。追捕罪人。謂將吏以下。挾法追捕。及在律文。聽私捕繫。而力不能拘制。告道路行人。其行人力能助之。謂行人仗堪制罪人。而不救助者。行人合杖八十。勢不得助者。謂隔川谷垣籬塹柵之類。不可踰越過者。及馳駅之類。稱之類者。官有急事。及私家救疾赴哀。情事急速亦各無罪。

〔訓読文〕

諸て罪人を追捕するに力制する能はざれば、道路の行人に告ぐ。其の行人の力能く之を助くるも助けざる者は、杖八十。勢ひ助くるを得ざる者は論ずる勿し「勢ひ助くるを得ざる者とは、險難を隔つ、及び駅を馳するの類を謂ふ」。

疏議して曰く。「罪人を追捕する」とは、將吏以下、法に拠り追捕し、及び律文に在りて、私に捕繫するを聽すを謂ふ。而るに力拘制する能はざれば、道路の行人に告ぐ。「其の行人の力能く之を助くる」とは、行者の杖、罪人を制するに堪ふるを謂ふ。而るに救助せざる者は、行人は合に杖八十たるべし。「勢ひ助くるを得ざる者」とは、川谷垣籬塹柵の類を隔て、踰越して過ぐるべからざる者、及び駅を馳するの類を謂ふ。

『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿（上）

「の類」と稱する者は、官に急事あり、及び私家の疾を救ひ哀に赴き、情事急速たるも亦た各の罪なし。

〔校注〕

- (i) 『訳註八』二二三頁は「道路」を脱する。
- (ii) 『訳註八』二二三頁は「哀」を「哀」とする。

〔訳文〕

罪人を追捕・逮捕するとき、(罪人を) 制圧しうる力量がない場合は、路上の通行人に(援助を) 求める。その通行人が援助しうる力量を有していたのに援助しなかった場合は、杖八十に処する。事情により援助することができなかった場合は罪としない。「事情により援助することができなかった場合」とあるのは、障害物に隔てられていた、および駅馬を馳せていたなどのことをいう。

【疏文】「罪人を逮捕・追捕する」とあるのは、將・吏以下の者が法文により追捕・逮捕する場合、および律文(捕亡律三条)により私人が逮捕を許されることをいう。そのときに(罪人を) 制圧しうる力量がない場合は、路上の通行人に(援助を) 求める。「その通行人が援助しうる力量を有していた」とあるのは、通行人の人数・武器が罪人を制圧するのに充分であったこ

とをいう。それにもかかわらず援助しなかった場合は、
 通行人は杖八十に処すべきである。「事情により援助
 することができなかつた場合」とあるのは、河川や溪
 谷、垣根や障壁、堀や柵などのものに隔てられ、乗り
 越えてゆくことができなかった、および駅馬を馳せて
 いたなどのことをいう。「などのこと」とあるのは、
 官員に（公的な）急用があり、および私人が（家人の）
 病氣や葬事に駆けつけるなど、急迫した事情がある場
 合も、それぞれ罪としないということである。

〔訳注〕

- (一) 捕亡令復旧一条・復原一条、復旧二条・復原二条〔拾遺〕
 七二八頁〜七二九頁、『校証』下冊五四九頁〜五五〇頁、などが
 想定される。
 (二) 原文「壘柵」について『唐律釈文』は「坑を掘って壘をつく
 り、木を編んで柵をつくる〔掘坑為壘、編木為柵〕とする。

【捕亡律五条】捕罪人漏露其事

《第一段》

〔原文〕

諸捕罪人。有漏露其事。令得逃亡者。減罪人罪一等。〔罪
 人有数罪。但以所收捕罪為坐。〕

疏議曰。捕罪人。謂上条将吏以下。受使追捕。而有漏
 露^(a)應捕之事。令使罪人逃避者。漏露之人。減罪人罪一
 等。註云。罪人有数罪者。假有一人或行強盜。兼復殺
 人。又欲謀叛。若為謀叛而捕。漏露者唯從謀叛減一等。
 若為賊盜或殺人而捕。漏露者即從賊盜殺人上減二等。
 不論謀叛。故云但以所收捕罪為坐。

〔校注〕

(a) 〔訳註三〕八〇五頁は「令」を「今」に作るが、同書八〇六
 頁唐律校勘1所載の諸本により改める。

〔訓読文〕

諸て罪人を捕ふるに、其の事を漏露するあり、逃亡するを
 得さしめたる者は、罪人の罪より一等を減ず〔罪人に数罪
 あれば、但だ收捕する所の罪を以て坐と為す〕。

疏議して曰く。「罪人を捕ふるに」とは、上条の将吏
 以下、使を受けて追捕するを謂ふ。而るに応に捕ふべ
 きの事を漏露するあり、罪人をして逃避せしめたる者
 は、漏露したるの人は、⁽ⁱ⁾罪人の罪より一等を減ず。註
 に云ふ「罪人に数罪あり」たる者とは、⁽ⁱⁱ⁾假有ば一人、
 或は強盜を行ひ、兼て復た人を殺し、又た謀叛せんと
 欲す。若し謀叛の為にて捕ふるに、漏露したる者は唯

だ謀叛より一等を減ず。若し賊盜或は殺人の爲にて捕ふるに、漏露したる者は即ち賊盜殺人の上より一等を減じ、謀叛を論ぜず。故に云ふ「但だ收捕する所の罪を以て坐と爲す」と。

〔校注〕

(i) 「訳註八」二二三頁は「之人」を「者」として「漏露者」と訓読する。

(ii) 「訳註八」二二三頁は「云」を脱する。

(iii) 「訳註八」二二三頁は「二」を「或」とする。

(iv) 「訳註八」二二三頁は「盜」と「殺」の間に「或ハ」を加入する。

(v) 「訳註八」二二三頁は「上」を脱する。

〔訳文〕

罪人を逮捕するとき、その（逮捕に関する）情報を漏らし、（罪人が）逃走することを可能にさせた者は、罪人に科すべき刑から一等を減じた刑に処する〔罪人に数箇の罪がある場合は、逮捕の理由となる罪のみにより処断する〕⁽¹⁾。

【疏文】「罪人を逮捕する」とあるのは、上条（捕亡律一条）の將・吏以下の者が、命令を受けて追跡・逮捕することを用いる。その際に逮捕に関する情報を漏らし、罪人を逃走させた場合は、（逮捕に関する情報を）漏

らした者は、罪人に科すべき刑から一等を減じた刑に処する。註文に「罪人に数箇の罪がある場合」とあるのは、たとえば一人の罪人が強盜をし、重ねて人を殺し、さらに謀叛をしたとして、もし謀叛を理由として逮捕するのであれば、（逮捕に関する情報を）漏らした者は謀叛の刑から一等を減じた刑にのみ処するといふようなことである。もし強盜あるいは殺人を理由として逮捕するのであれば、（逮捕に関する情報を）漏らした者は強盜あるいは殺人の刑から一等を減じた刑に処し、謀叛については問題としない⁽⁵⁾。それゆえに「逮捕の理由となる罪のみにより処断する」という。

〔訳注〕

(1) 本条の法定刑が罪人に科すべき刑からの一等減である理由を、戴『各論』二八七頁上段は「漏露人を事後共犯とみるからである（蓋視漏露人為事後共犯故也）」とする。

(2) 原文は「収捕」。「収」にも「とらえる」という意味があるのだから、「逮捕」と解する。ただし、職制律一九条註「大事とあるのは、密かに征討や襲撃を計画し、および謀叛をしたものを収捕するなどのことをいう〔大事。謂潜謀討襲及収捕謀叛之類〕」および詐偽律六条「謀叛以上のものを収捕するとき、あらかじめ奏聞して報告する余裕がなく（其収捕謀叛以上。不容先聞）では、謀叛（以上）の罪人の逮捕に限定して使われているから、単なる「捕」「追捕」とは異なる意味合いをもつ可能性もある。

(3) 原文「欲謀叛」を、曹「訳注」九四七頁は「謀叛を企図した〔企図謀叛〕」、錢「新注」九二八頁は「謀叛をしようとした〔要謀叛〕」と訳す。しかし「叛」行為の予備・陰謀としての「謀叛」行為を企図することは、逮捕の対象となる犯罪を構成しないはずである。また、名例律六条謀叛疏にいう謀叛の定義「ある人が本朝にそむくことを計画して他国に投降しようとした、あるいは城市の守備をくつがえして偽政権に従おうとした、あるいは地域」と外国に逃走しようとした〔有人謀背本朝。將投蕃國。或欲翻城從偽。或欲以地外奔〕においては、「欲」と「謀」がほぼ同義に用いられている。それゆえ「欲謀叛」の三字をもって「謀叛」を意味すると解する。

(4) 原文は「賊盜」であるが、錢「新注」九二九頁注釈③にあるように、前文に照らして「強盜」と解すべきである。

(5) 謀叛の刑から一等を減じた刑に処するのではないことを意味する。錢「新注」九二八頁は「謀叛からは減じない〔不從謀叛上減〕』とする。

《第二段》

〔原文〕

未断之間。能自捕得。除其罪。相容隱者為捕得亦同。「餘条相容隱為捕得準此。」即他人捕得。若罪人已死及自首。又各減一等。

疏議曰。未断之間。謂漏露之罪。未經断定。能自捕得罪人者。除其失囚之罪。相容隱者為捕得。謂同居及大功以上親。外祖父母外孫若孫之婦夫之兄弟及兄弟妻。

奴婢部曲為主捕得。並同身自捕獲。皆除其罪。註云。餘条相容隱為捕得準此。假如上条將吏受使追捕罪人。致失者。相容隱捕得。亦与自捕得同。故云亦準此。即他人捕得。若罪人已死。謂自死及被他人殺者。皆同。及自首。又各於罪人上。更減一等。總減罪人罪二等。

〔訓読文〕

未だ断ぜざるの間、能く自ら捕得したれば、其の罪を除く。相ひ容隠する者、為に捕得したるも亦た同じ「餘条の相ひ容隠するもの、為に捕得したるは此に準ず」。即し他人捕得し、若しくは罪人已に死し及び自首したれば、又た各の一等を減ず。

疏議して曰く。「未だ断ぜざるの間」とは、漏露したるの罪、未だ断定を経ざるを謂ふ。能く自ら罪人を捕得したる者は、其の囚を失したるの罪を除く。「相ひ容隠する者、為に捕得したる」とは、同居及び大功以上の親、外祖父母、外孫、若しくは孫の婦、夫の兄弟及び兄弟の妻、奴婢部曲の主の為に捕得したれば、並びに身自ら捕獲したるに同じく、皆な其の罪を除くを謂ふ。註に云ふ「餘条の相ひ容隠するもの、為に捕得したるは此に準ず」とは、假如ば上条の「將吏使を受

け罪人を追捕し、失するを致したる者、相ひ容隠するものの捕得したるも、亦た自ら捕得したると同じ。

故に云ふ「亦た此に準ず」と。「即し他人捕得し、若しくは罪人已に死し」とは、自ら死し及び他人に殺されたる者も、皆な同じきを謂ふ。及び自首したれば、又た各の罪人の上より、更に一等を減じ、総じて罪人の罪より二等を減ず。

〔校注〕

(vi) 〔訳註八〕二二三頁は「獲」を「得」とする。

(vii) 〔訳註八〕二二三頁は「上」を脱する。

〔訳文〕

(逮捕に関する情報を漏らした者が) 処断されないうちに、みずから(罪人を) 逮捕した場合は、その刑を免除する。藏匿を許容される間柄の者が、(逮捕に関する情報を漏らした者の) ために逮捕した場合も同様とする〔他の条項の藏匿を許容される間柄の者が、(罪人を逃走させた者の) ために逮捕した場合はこれに準ずる〕。もし他人が逮捕し、もしくは罪人がすでに死亡し、および自首した場合は、さらにそれぞれ一等を減じた刑に処する。

〔疏文〕 「処断されないうちに」とあるのは、(逮捕に

関する情報を) 漏らした罪が、まだ処断を経ないことをいう。(その間に) みずから罪人を逮捕した者は、

その(逮捕に関する情報を漏らしたことにより) 罪人を逃走させた刑を免除する。⁽⁷⁾「藏匿を許容される間柄の者が、ために逮捕した」とあるのは、同居および大功以上の親族、外祖父母、外孫、もしくは孫の婦、⁽⁸⁾夫の兄弟、および兄弟の妻(が逮捕に関する情報を漏らした者のために逮捕し)、⁽⁹⁾奴婢・部曲が(逮捕に関する情報を漏らした) 主人のために逮捕した場合は、いづれも(逮捕に関する情報を漏らした者が) みずから逮捕したのと同様として、すべて刑を免除することをいう。註文に「他の条項の藏匿を許容される間柄の者が、ために逮捕した場合はこれに準ずる」とあるのは、たとえば上条(捕亡律一条)の「将・吏が命令を受けて罪人を追捕・逮捕し」、(罪人を) 逃走させた場合に、(罪人を逃走させた将・吏の) 藏匿を許容される間柄の者が逮捕した場合も、(罪人を逃走させた将・吏が) みずから逮捕したのと同様とするというようなことである。それゆえに「またこれに準ずる」という。「もし他人が逮捕し、もしくは罪人がすでに死亡し」とあるのは、(罪人が) 自害し、および他人に殺された場

合も、いずれも同様とすることをいう。および（罪人が）自首した場合は、さらにそれぞれ罪人に科すべき刑から、重ねて一等を減じ、あわせて罪人に科すべき刑から二等を減じた刑に処する。

〔訳注〕

- (6) 原文「為捕得」について、『訳註八』二二三頁注1は「相容隠者が捕吏の利益の為に、逃亡の罪人を捕縛すること」とする。
- (7) 曹『訳注』九四八頁注釈「1」は「漏露により囚人の逃走をもたらしただことの刑罰を免除することをさす（指免除因漏露導致囚犯逃亡の刑罰）」と注する。
- (8) 「大功」は服の等級のひとつ。本服では従父兄弟姉妹などがこれにあたる。「大功以上」はそれより近縁の者で、本服では直系尊属、子、孫、兄弟姉妹、兄弟の子、伯叔父母などがこれに含まれる。服制については『訳註五』一二頁～二二頁を参照。
- (9) 外祖父母は「母の父母」、外孫は「むすめの子」、婦は「子孫の妻」。親族の称谓については『訳註五』五頁～二二頁を参照。
- (10) 戴『各論』二八七頁上段が「その親族のために逮捕し（為其親属捕得）」、曹『訳注』九四八頁が「彼に替わって逃走犯を逮捕し〔能替他捕得逃失犯〕を補うのに従う」。
- (11) 奴婢は「最も隷属性の高い賤人（非自由民）階級の者」、部曲は「奴婢よりも自由度の高い賤人」（断獄律訳稿）四四頁注1（2）。唐代の賤人の概要は『訳註五』一六二頁～一六五頁注1を参照。

【捕亡律六条】隣里被強盜
〔原文〕

諸隣里被強盜及殺人。告而不救助者。杖一百。聞而不救助者。減一等。力勢不能赴救者。速告随近官司。若不告者。亦以不救助論。其官司不即救助者。徒一年。窃盜者。各減二等。

疏議曰。依礼。五家為隣。五隣為里。既同邑落。隣居接統。而被強盜及殺人者。皆須通告。即救助之。若告而不救助者。杖一百。雖不承告。声響相聞。而不救助者。減一等杖九十。力勢不能赴救者。謂賊強人少。或老小羸弱。不能赴救者。速告随近官司。若不告者。亦以不救助罪科之。其官司不即救助者。依捕亡令。有盜賊及殺傷者。即告随近官司村坊屯駅。聞告之処。率随近軍人及夫。從発処追捕。若其所在官司。知而不即救助者。徒一年。窃盜各減二等。謂隣里被窃盜。承告而不救助者。從杖一百上減。聞而不救助者。從杖九十上減。官司承告不即救助者。從徒一年上減。

〔訓読文〕

諸て隣里、強盜及び人を殺され、告げられて救助せざる者は、杖一百。聞きて救助せざる者は、一等を減ず。力勢ひ

の救ひに赴く能はざる者は、速やかに随近の官司に告ぐ。若し告げざる者も、亦た救助せざるを以て論ず。其れ官司の即ちに救助せざる者は、徒一年。窃盜せられたる者は、各の二等を減ず。

疏議して曰く。礼に依るに「五家を隣と為し、五隣を里と為す」と。既に邑落を同じし、居を隣にして接続す。而れば強盜及び人を殺されたる者は、皆な須らく通も告げ、即ちに之を救助すべし。若し告げられて救助せざる者は、杖一百。告を承げざると雖も、声響相ひ聞こえたるに、救助せざる者は、一等を減じ杖九十たり。「力勢ひの救ひに赴く能はざる者」とは、賊強くして人少なく、或は老小羸弱たりて、救ひに赴く能はざる者を謂ふ。速やかに随近の官司に告ぐ。若し告げざる者も、亦た救助せざるの罪を以て之に科す。「其れ官司の即ちに救助せざる者」とは、捕亡令に依るに「盜賊及び殺傷したる者あれば、即ちに随近の官司村坊屯駅に告ぐ。告を聞くの処は、随近の軍人及び夫を率ゐ、発処より追捕す」と。若し其れ所在の官司知りて即ちに救助せざる者は、徒一年。「窃盜せられたるは各の二等を減ず」とは、隣里、窃盜せられ、告を承けて救助せざる者は、杖一百の上より減じ、聞き

て救助せざる者は、杖九十の上より減じ、官司の告を承け即ちに救助せざる者は、徒一年の上より減ずるを謂ふ。

〔校注〕

(i) 【訳註八】二三四頁は「不」を脱して「告ゲタル」と訓読する。

(ii) 【訳註八】二三四頁が「殺傷」を「傷殺」とするのは、万有文庫本によると思われる。

(iii) 【訳註八】二三四頁は「上」を脱する。

(iv) 【訳註八】二三四頁は「上」を脱する。

〔訳文〕

近隣の者が強盜および殺人の被害を受けたことを告知されて救助しなかつた者は、杖一百に処する。(事件の物音や人声を)聞いて救助しなかつた者は、一等を減じた刑(杖九十)に処する。救助に向かう力量のない者は、速やかに至近の官庁に通報する。もし通報しなかつた者も、救助しなかつた者として処断する。(通報を受けた)官庁で即時に救助しなかつた者は、徒一年に処する。窃盜の被害を受けた場合は、それぞれ二等を減じた刑に処する。

【疏文】礼(「周礼」地官、遂人)には「五家を一隣とし、五隣を一里とする」とある。同じ集落で生活し、

隣り合つて居住しているのであるから、(近隣の者が)強盗および殺人の被害を受けた場合は、いずれも互いに告知しあい、即時に被害者を救助すべきである。もし告知されて救助しなかった者は、杖一百に処する。告知を受けなくても、(事件の)物音や人声が聞えたのに、救助しなかった者は、一等を減じた杖九十に処する。「救助に向かう力量のない者」とあるのは、加害者(の威勢)が強大で(救助に向かうべき者の)人数が少ない、あるいは(救助に向かうべき者が)老人や小児や身体虚弱者で、救助に向かうことができない者のことをいう。(そのような者は)速やかに至近の官庁に通報する。もし通報しなかった場合も、救助しなかった者の刑に処する。「官庁で即時に救助しなかった者」とは、捕亡令(復旧二条・復原二条)には「盗賊および殺傷の被害を受けた者があれば、即時に至近の官庁、村・坊・屯・駅に通報する。通報を受けた官庁は、至近の軍人および人を引率し、事件の発覚地から追跡・逮捕を行う」とある。もし事件が発覚した地域の官庁が、(事件を)認知して即時に救助しなかった場合は、徒一年に処する。「窃盗の被害を受けた場合は、それぞれ二等を減じた刑に処する」とある

のは、近隣の者が窃盗の被害を受け、告知を受けて救助しなかった者は、杖一百から(二等を)減じ(た杖八十に処し)、(事件の物音や人声を)聞いて救助しなかった者は、杖九十から(二等を)減じ(た杖七十に処し)、官庁で通報を受けて即時に救助しなかった者は、徒一年から(二等を)減じ(た杖九十に処す)ることをいう。

〔訳注〕

- (1) 「訳註八」二三五頁注5は「聞は盜賊・傷殺の聲が聞こえること、告はこのことを告げられること」と解するが、近隣に対する「告」を「告知」、官庁に対するものを「通報」と訳し分ける。
- (2) 原文「同邑落」を、曹「訳注」九四九頁は「県を同じくする地域の里落・村落に居住し〔住在同県地方里落、村落〕と訳す。「邑落」について、同書九五〇頁注釈「2」は「県城で人民が集居している村落〔在県城百姓聚居の村落〕と注し、錢「新注」九三〇頁は「村落を同一にし〔同一村落〕と訳す。しかしここでの「邑落」は都市部または農村部には限定されないのであろう。「邑」を都市の居住地域、「落」を農村の居住地域、「邑落」を両者を包括するものと解して「集落」と訳す。
- (3) 不通報者の刑について、錢「新注」九三〇頁は「もし報告しなかった者も、告知を受けて救助しなかった罪により処罰する〔如不報告的、也依受告不救助之罪処罰〕と一律に解する。しかしこれは、戴「各論」二八七頁下段が「告知を受けた場合および人声を聞いた場合に分け、前者の状況では杖一百に、後者の情

況では杖九十に処すると解すべきである（宜解為仍分承告及聞声、前一情形杖一百、後一情形杖九十）、劉『箋解』下冊一九七〇頁が「至近の官庁に通報しなかつた場合も、救助しなかつたこととして処断し、告知されて速やかに官庁に通報しなかつた者は杖一百に、聞知して速やかに官庁に通報しなかつた者は杖九十に処する（其不告随近官司、亦以不救助論、即是承告而不速告官司者杖一百、聞知而不速告官司者杖九十）」とするように、告知を受けた場合と物音や人声を聞いた場合とに分けて解すべきである。

〔4〕『拾遺』七二九頁、『校証』下冊五五〇頁。

〔5〕村は農村の、坊は都市の居住区画。村・坊の概要は『訳註七』

一〇三頁～一〇四頁注3、四一四頁注3を参照。戸令復旧一丙条

〔拾遺〕二二五頁〕には「戸は百戸を一里とし、五里を一郷とし、四家を二郷とし、五家を一保とする。里ごとくに里正一人を置く。

……都市の居住区画は坊とし、別に坊正一人を置き、坊門の鍵の管理、犯罪の摘発を職掌とする。いずれも課役を免除する。農村の居住区画は村とし、村には別に村正一人を置く。百家以上の村には一人を増置する。職掌は坊正と同様とする（諸戸以百戸為里、五里為郷、四家為郷、五家為保、每里置正一人、……在邑居者為坊、別置正一人、掌坊門管鑰督察姦非、並免其課役、在田野者為村、村別置村正一人、其村滿百家增置一人、掌同坊正）」とある。屯は「兵士が駐劄する区域で耕作にあたる社会組織（兵兵在駐劄地区種地的社会組織）」（曹『訳注』九五〇頁注釈〔4〕）。田令復旧三六条・復原四六条（『拾遺』六五五頁、『校証』下冊四五二頁）には「屯の司農寺に隸属するものは、三十頃以下・二十頃以上」とに一屯を置く。州・鎮、諸軍に隸属するものは、五十頃ごとに一屯を置く（諸屯、隸司農寺者、每へ地）三十頃以下、二十頃以上、為一屯、隸州鎮諸軍者、每五十頃為一屯）（内は復原四

『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿（上）

六条により補う」とある。駅は「もつぱら官文書の通送と公務をおびた官吏に乘馬や車船を提供し、彼等を休息、宿泊、食事させることに用いられた」施設。その概要は『訳註六』一六四頁注1を参照。

〔6〕「軍人」は、衛士だけではなく、征人や折衝府所属の者などを含む包括的な名称である（『訳註六』二四頁注3参照）。

〔7〕原文は「夫」。曹『訳注』九四九頁、錢『新注』九三〇頁ともに「丁夫」「丁夫」と訳すが、擅興律一条「もし逃走者や盜賊があつても、臨時に人夫を派遣して追跡・逮捕する能力のある者は（若有逃亡盜賊。權差人夫。足以追捕者）」に従って「人夫」と訳す。

〔8〕原文「発処」を『訳註八』二二五頁注6は「事件発生地のこと」とするが、『訳註七』一〇七頁注5に「発とは、発覚のこと」とあるのに従う。具体的には通報を受けた官庁をさす。

【捕亡律七条】従軍征討亡

《第一段》

〔原文〕

諸征名已定。及従軍征討而亡者。一日徒一年。一日加一等。十五日絞。臨对寇賊而亡者斬。主司故縱。与同罪。〔下条準此。〕

疏議曰。征名已定。謂衛士及募人。征名已定訖。及従軍征討而亡者。一日徒一年。一日加一等。八日流三千

里。十五日絞。若臨対寇賊。謂壁壘相對。矢石將交而亡者斬。亦扨心戰之人。主司故縦。与同罪。謂主司知情。容其亡避。各与亡者罪同。亡者合斬。主司合絞。註云。下条準此。謂下条向防。及在防未滿而亡者。主司故縦亦各同罪。其臨対寇賊而有亡者。但亡即坐。不計日数及行遠近。其有従軍征討而亡。未滿十五日軍還者。未還以前。依征亡之法。征還之後。従軍還亡罪而断。将未還之日。併滿軍還之日累科。

〔訓讀文〕

諸て征名已に定むるに、及び軍の征討に従ひて亡げたる者は、一日は徒一年、一日ごと^にに一等を加へ、十五日は絞。寇賊に對するに臨みて亡げたる者は斬。主司、故縦したれば、与に罪を同じくす〔下条は此に準ず〕。

疏議して曰く。「征名已に定むるに」とは、衛士及び募人の、征名已に定め訖るを謂ふ。及び軍の征討に従ひて亡げたる者は、一日は徒一年、一日ごと^にに一等を加へ、八日は流三千里、十五日は絞。若し「寇賊に對するに臨みて」とは、壁壘相ひ對し、矢石將に交らんとするを謂ふ。而るに亡げたる者は斬。亦た心に戦ふべきの人に抛る。「主司、故縦したれば、与に罪を同

じくす」とは、主司、情を知り、其の亡避するを容れたれば、各の亡げたる者と罪同じきを謂ふ。亡げたる者に合に斬たるべければ、主司は合に絞たるべし。註に云ふ「下条は此に準ず」とは、下条の防に向ひ、及び防に在ること未だ滿たずして亡げたる者は、主司の故縦したるも亦た各の罪を同じくするを謂ふ。其れ寇賊に對するに臨みて亡げたる者あれば、但そ亡げたれば^た即ちに坐し、日数及び行の遠近を計らず。其れ軍の征討に従ひて亡げたるものあり、未だ十五日に滿たずして軍還りたる者は、未だ還らざる以前は、征し亡げたるの法に依り、征し還りたるの後は、軍還るに亡げたるの罪によりて断す。未だ還らざるの日を將て、軍還りたる日に併滿して累科す。

〔訳文〕

すでに出征者の名簿に載せられ、および征討の軍隊に従軍して逃走した者は、(逃走の期間が)一日に達すれば徒一年に処し、さらに一日に達することに一等を加えた刑に処し、十五日に達すれば絞に処する。敵軍と對陣して逃走した者は斬に処する。担当官が逃走を見逃した場合、(逃走者と)同じ刑に処する〔下条(捕亡律八条)はこれに準

ずる」。

【疏文】「すでに出征者の名簿に載せられ」とあるのは、⁽⁴⁾衛士および臨時に募集された兵士が、すでに出征者の名簿に載せられたことをいう。および征討の軍隊に従軍して逃走した者は、(逃走の期間が)一日に達すれば徒一年に処し、さらに一日に達するごとに一等を加えた刑に処し、八日に達すれば流三千里に処し、十五日に達すれば絞に処する。もし「敵軍と対陣して」とあるのは、障壁や土塁を築いて対陣し、矢を放ち石を投げて交戦しようとしたことをいう。その状況で逃走した者は斬に処する。これらも戦闘員をさす。⁽⁸⁾「担当官が逃走を見逃した場合は、同じ刑に処する」とあるのは、担当官が実状を知ったうえで、逃走者が逃走・避難するのを見逃した場合は、それぞれ逃走者と同じ刑に処することをいう。⁽⁹⁾逃走者に斬を科すべき場合は、担当官は絞に処すべきである。註文に「下条はこれに準ずる」とあるのは、下条(捕亡律八条)の(防衛任務の兵士が)防衛の任務に向かう途中に、およびその任期が満了しないうちに逃走した場合は、逃走を見逃した担当官も、それぞれ(逃走者と)同じ刑に処することをいう。敵軍と対陣して逃走した者があれば、逃

走すれば即時に罪となり、(逃走した)日数および距離の遠近は問題としない。征討の軍隊に従軍して逃走し、(逃走の期間が)十五日に満たないうちに軍隊が帰還した場合は、帰還する以前については征討の軍隊に従軍して逃走した場合の規定(本条第一段)を適用し、征討から帰還した以後については軍隊が帰還するときに逃走した場合の刑(本条第二段)に処断する。帰還する以前の日数を、帰還した以後の日数に併満して累科する。⁽¹¹⁾

〔訳注〕

(1) 原文は「征名已定」。『訳註八』二二六頁注1は「征名とは、動員令に名を列せられること」と注し、曹『訳註』九五〇頁は「出征名簿がすでに確定し(「出征名單已確定完畢」、錢『新注』九三一頁は「出征に召集される者の人名がすでに定まり(「被征召者人名已定」と訳す。

(2) 原文は「従軍征討」。曹『訳註』九五〇頁は「軍隊の征討に従い(「隨従軍隊征討」、錢『新注』九三一頁は「従軍して参戦し(「従軍参戦」と訳す。

(3) 原文「主司」は「要するに、担当官」という極めて一般的な言葉(『訳註五』三三六頁。曹『訳註』九五〇頁は「主管の官員(「主管官員」、錢『新注』九三二頁は「主管の官吏(「主管官吏」と訳す。

(4) 「衛士」は、地方に設けられた所管の折衝府から首都長安の左右十二衛・左右六率府などに交代で番上し、宿衛や警固の任に

あたる府兵〔濱口〕「府兵」六頁、八頁、一〇頁、一一頁参照。

このほか『訳註五』一五七頁、五八頁注10、『訳註七』一七頁注2、二三頁、二四頁注3、『訳註八』一三六頁注3、載『各論』一五頁上段、曹『訳註』九五二頁注釈(一)、錢『新注』九三二頁注釈①を参照。

(5) 原文は「募人」。「訳註八」二二六頁注4は「衛士にあらざりて、臨時召募して従軍した者」とする。載『各論』二八八頁下段、曹『訳註』九五二頁注釈(一)、錢『新注』九三二頁注釈②を参照。

(6) 原文「壁壘」について「唐律釈文」は「行軍して障壁を築く、これを壘という(行軍營牆、謂之壘)」とする。

(7) 原文「矢石」について「唐律釈文」は「矢は箭である。石は藺石である。……弩弓に仕掛けをつけて石を放ち人を撃つ、これを藺石という(矢箭也、石藺石也。……以弩裝機、放石擊人、謂之藺石)」とする。

(8) 原文「抛」を『訳註八』二二五頁は「抛ル」と訓読し、同書二二六頁注5は「指して言う」の意味」と注す。曹『訳註』九五二頁が「この条項も戦闘人員が対陣し逃走することについての処断の根拠である(這一條也是對作戰人員的臨陣脫逃的處理根據)」、錢『新注』九三二頁が「これも戦闘に参加すべき人員をさす(也都是指應參戰的人員)」とするのも、同様の理解による。原文「亦」は、本条の逃走罪に問われる者が、出征名簿登載者・征討従軍者についてだけでなく、対陣者についても、戦闘員に限られることを示す。

(9) 載『各論』二八八頁下段は、担当官が逃走に気づかなかつた場合は捕亡律一六条により処断するとする。

(10) 防衛任務の兵士である防人がその任務に就く場所は、鎮・成

に限定されない。

(11) 「併滿」は「異種の贓を合計してすべてを軽い方の贓と想定すること」、「累科」は「同種の贓を合計すること」(『訳註五』二八六頁)。贓罪の刑を擬定する際に用いられる技法であるが、疏文はこれを日数に応用する。「訳註八」二二六頁、二二七頁注9は「この処罰法は、所謂「一事分為二罪」の内、罪法不等の場合の罪法である(名45第三項)。具体的に言うると、同じく亡罪であるが、凱旋前の逃亡は重く、凱旋後の逃亡は軽い。逃亡日数が凱旋日の前後に跨った場合、凱旋前の日数を凱旋後の日数の中に繰入れて、凱旋後の逃亡日数となし(併滿)、然る後に凱旋後の逃亡罪によって処罰する。もつともこの刑が、単に凱旋前逃亡の日数のみによって科すべき刑より軽いつきは、後者によって処罰する(名45第四項)」と解説する。

《第二段》

〔原文〕

軍還而先歸者。各減五等。其逃亡者。同在家逃亡法。

疏議曰。軍雖凱還。須依部伍。若不隨部隊而輒先歸者。

各減軍亡罪五等。其逃亡者。同在家逃亡法。謂一日答

四十。十日加一等。罪止流二千里。若軍還先歸。一日

徒一年上減五等。合杖六十。罪止徒一年半。日若少。

徒先歸日科。日若多。徒有軍名亡法。

〔訓読文〕

軍還るに先に帰りたる者は、各の五等を減ず。其れ逃亡したる者は、家に在りて逃亡したるの法に同じ。

疏議して曰く。軍は凱還すると雖も、須らく部伍に依るべし。若し団隊に随はずして輒たやすく先に帰りたる者は、各の軍より亡げたるの罪より五等を減ず。「其れ逃亡したる者は、家に在りて逃亡したるの法に同じ」とは、一日は笞四十、十日ごとに一等を加へ、罪は流二千里に止むるを謂ふ。若し軍還るに先に帰りたれば、一日は徒一年の上より五等を減じ、合に杖六十たるべく、罪は徒一年半に止む。日若し少なければ、先に帰りたる日により科し、日若し多ければ、軍名ありて亡げたるの法に従ふ。

〔校注〕

- (i) 「訳註八」二二六頁は「上」を脱する。
- (ii) 「訳註八」二二六頁は「日若」を「若日」として「若シ日」と訓読する。

〔訳文〕

軍隊が帰還するときに先に帰った者は、それぞれ五等を減じた刑に処する。逃走した者は、住居から逃走した場合の規定（捕亡律二一条）と同様に処断する。

『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿（上）

〔疏文〕軍隊は凱旋して帰還するときであつても、隊伍(14)を組まなければならない。もし部隊(15)に従わずに勝手に

先に帰った者は、それぞれ軍隊から逃走した罪から五等を減じた刑に処する。「逃走した者は、住居から逃走した場合の規定と同様に処断する」とあるのは、（逃走の期間が）一日に達すれば笞四十に処し、さらに十日に達することにより一等を加えた刑に処し、刑の上限は流二千里とすることをいう。もし軍隊が帰還するときに先に帰った場合は、（逃走の期間が）一日に達すれば徒一年から五等を減じた杖六十に処すべきであり、刑の上限は徒一年半とする。日数がもし少なければ先に帰った日数によつて処断し、日数がもし多ければ軍名があつて逃走した場合の規定（捕亡律二一条）による。(17)

〔訳注〕

- (12) 原文は「軍還」。錢「新注」九三二頁が「帰還（返還）」とするに從う。『訳註八』二二七頁注10は「軍が凱還（旋）することとするが、軍の帰還は凱旋に限らない。
- (13) 原文「先帰」は「隊を組まずに、勝手に帰ること」（『訳註八』二二七頁注11）。
- (14) 原文「凱還」について『唐律釈文』は「軍隊が戦功を挙げて帰還し、凱歌を挙げて帰国する、これを凱還という（軍有功帰、

歌而復国、謂凱還」とする。

(15) 原文「団隊」は府兵の部隊の名称。二百人の部隊を「団」と称し、これを五十人に分けた部隊を「隊」という。軍防令復旧一条(拾遺 三六五頁)には「衛士は二百人を一団とし、団には校尉を置く。五十人を一隊とし、隊には正を置く(衛士以二百人為団、団有校尉、五十人為隊、隊有正)」とあり、「訳註八」二四二頁注4は「兵団の構成は、五十人を隊と称し、隊正をその長、副隊正をその副とする。二隊を一旅と称し、その長を旅帥(百人長)と言う。二旅を一団と称し、その長を校尉(二百人長)と言う」とする。しかしここでは、曹「訳注」九五二頁注釈(一)の「ここでは部分をもって全体を代表したもので、部隊をさす(這裡用部分代全体、指部隊)」との指摘に従う。

(16) 『訳註八』二三二頁注5は、戴『各論』二九一頁上段にもとづいて、「軍名が有るとは、折衝府に服役中の者と、在家して兵籍を有する者とを論じないと解釈すべきである」とする。

(17) この疏文について、戴『各論』二八九頁上段は「軍隊が帰還するときに先に帰る罪は、軍名があつて逃走する罪よりも重いが、刑の上限は徒一年半であり、軍名があつて逃走する罪の刑の上限は流二千里である。疏議はこの不合理を調整するために、このように解釈する。それゆゑ先に帰つた日数が多ければ、「軍名があつて逃走した」ことに準じて処断し、徒一年半より重い者は、軍名があつて逃走した場合の規定によるべきである(按、軍還而先帰、雖比有軍名而逃亡罪重、但罪止徒一年半、而有軍名之逃亡、其罪止係流二千里。疏議為調劑此不合理、而作如上解釈。故先帰之日數多、若準「有軍名而亡」科処、則可比徒一年半為重者、須從有軍名亡法」と記す。これにもとづいて「訳註八」二二七頁注14は「本段は「軍還而先帰」(捕7第三項)と「有事名而亡」罪法

間の均衡を保つための解釈である。按ずるに、前罪は後罪より軽い(一日にて杖六十、一日ごとに一等を加えるのと、一日にて笞四十、十日ごとに一等を加えるとの差)、前罪の罪止(最高刑、先帰の日數十五日の刑)は徒一年半であるに對し、後罪の罪止は流二千里である。故に「先帰」の日數が十五日以上の場合、もし「有軍名而亡」によれば、徒一年半以上になるときは、後罪によつて処罰する(名49第二項の「二罪從重」)と述べる。なお、錢「新注」九三三頁注釈⑧が原文「日若多」に注して「日數が多くて刑罰が、徒一年半」の上限を超過する情況をさす。上文の一日に達すれば杖六十に処する規定によると、八日に達すれば、徒一年半、を超過して、徒二年、に入ることになる(指日數多到刑罰超過、徒一年半、的高限的情況。按上文一日杖六十之法、滿八日就超過、徒一年半、而進入、徒二年)と説くのは、捕亡律一条の解釈を誤っている。

【捕亡律八条】防人向防

(原文)

諸防人向防。及在防未滿而亡者。鎮人亦同。一日杖八十。三日加一等。

疏議曰。防人向防。謂上道訖逃走。及在防年限未滿而亡者。鎮人亦同。一日杖八十。三日加一等。既無罪止之文。加至流三千里。亡日未到罪止。鎮防日已滿者。計庇還之日。同在家亡法。累併為罪。

〔訓読文〕

諸て防人、防に向ひ、及び防に在ること未だ満たずして亡⁽ⁱ⁾げたる者は「鎮人も亦た同じ」、一日は杖八十、三日ごと⁽ⁱⁱ⁾に一等を加ふ。

疏議して曰く。「防人、防に向ひ」とは、上道し訖り逃走したるを謂ふ。及び防に在るの年限未だ満たずして亡げたる者は、鎮人も亦た同じく、一日は杖八十、三日ごと⁽ⁱⁱⁱ⁾に一等を加ふ。既に罪止の文なければ、加へて流三千里に至る。亡げたる日未だ罪止に到らざるに、鎮防の日已に満ちたる者は、応に還るべきの日を計り、家に在りて亡げたるの法に同じくし、累併して罪と為す。

〔校注〕

(i) 「訳註八」二二七頁は「満」と「而」の間に「期」を加入して「未だ満期セザルニ」と訓読する。

〔訳文〕

防衛任務の兵士がその任務に向う途中に⁽¹⁾、およびその任期が満了しないうちに逃走した場合は「鎮人も同様とする」、(逃走の期間が)一日に達すれば杖八十に処し、さらに三日に達すること⁽²⁾に一等を加えた刑に処する。

『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿(上)

〔疏文〕「防衛任務の兵士がその任務に向う途中に」と

あるのは、すでに出発したあとで逃走したことをいう。およびその任務の年限が満了しないうちに逃走した者は——鎮人も同様とする——、(逃走の期間が)一日に達すれば杖八十に処し、さらに三日に達すること⁽³⁾に一等を加えた刑に処する。刑の上限を示す文言がないので、流三千里に至るまで加重される。逃走の日数が刑の上限(の日数。三十一日)に至らないうちに、防衛の任期が満了した場合は、帰還すべき日数にもとづき、任務の期間外に逃走した場合の規定(捕亡律一条)と同様とし、累併して処断する。⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾

〔訳注〕

(1) 原文「向」を「訳註八」二二七頁は「向^キ」と訓読し、銭『新注』九三三頁は「向防」を「出発して防衛におもむく(出発赴防)」と訳す。折衝府を出発してから任地に到着するまでの間を意味する。

(2) 曹『訳注』九五二頁注釈(1)は「辺境に鎮・戍を置き、それらを防守した兵士を「防人」と称し、鎮に駐在したものを「鎮人」と称する(辺境置鎮・戍、那些防守的兵士称作「防人」、在鎮称作「鎮人」)とし、銭『新注』九三三頁注釈①②は防人を「戦地に出征する「征人」、および警衛を担当する「衛士」に対して、順番に辺境の防守に赴任する兵士(与征戦之「征人」及担任警衛之「衛士」相对应而轮番赴边防守的兵士)」、鎮人を「辺境の

鎮級の軍事防守組織あるいは拠点に駐防する兵士であり、防人の服役の一形態である（在辺境鎮一級軍事防守組織或拠点駐防的兵士、是防人服役的一種情況）として、鎮人を防人に包括する。「訳註八」二二八頁注2は「唐代・辺境地方に鎮人・戍を置いて警備させ、その兵を鎮人・防人と称した」は両者の間に明確な區別を置かない。この註文が意味をもつものであるのなら、鎮人は防人に包括されない概念のはずであるが、確証はないので、原文のままとする。

(3) 原文「上道」は「出発することを謂う」（『訳註八』二二八頁注1）。曹『訳註』九五二頁は「兵士が防衛の任地に向けて出発し、なお目的地に到達せず（士兵向防地起程、尚未到目的地）」とする。

(4) 名例律五六条参照。「刑を加えるとき、……明文なき限り、加重は流三千里をもって打切りとする」（『訳註五』三三三頁〜三四頁）。

(5) 原文は「在家」であるが、捕亡律一条の趣旨を酌んで、このように訳す。

(6) これについて『訳註八』二二八頁注3は「防人・鎮人が在防中逃亡して、三年交代の期間が満了した場合、在防期間の逃亡日数を、期満後の逃亡日数の内に併算して、在家逃亡法（即ち捕亡第四項の規定する「有軍名而亡」）によって刑を科する」、戴『各論』二八九頁上段は「防人が防衛の任務中に逃走し、まもなく任期が満了した場合は、任期中の逃走の日数を任期満了後の逃走の日数に算入し、任務の期間外に逃走した場合の規定に準じて処断する（防人在防中逃亡、不久即期満、則將在防逃亡日数、併入期満後逃亡日数之内、準在家亡法科刑）」と解説する。劉『箋解』下冊一九七五頁は「たとえば防人が任期のうち五日を残して逃走

し、六十日後に発覚したとすると、任期満了前の五日を任期満了後の六十日に累加して六十五日とし、任務の期間外に逃走した場合の規定により、杖一百に処する（假有防人差五日未滿逃回、六十日後事發、則時期滿前五日与期滿後六十日累加為六十五日、依在家逃亡法、科杖一百）」と挙例する。

【捕亡律九条】流徒囚役限内亡

《第一段》

〔原文〕

諸流徒囚。役限内而亡者。〔犯流徒应配。及移郷人未到配所而亡者亦同。〕一日笞四十。三日加一等。過杖一百。五日加一等。

疏議曰。流徒囚。謂或流或徒者。各在其役限内而亡者。

註云。犯流徒应配。及移郷人未到配所而逃亡者。各与流徒囚役限内而亡罪同。一日笞四十。三日加一等。十日合杖一百。過杖一百。五日加一等。五十九日流三千里。

〔訓読文〕

諸て流徒の囚、役限の内にて亡げたる者は「流徒を犯し應に配すべきもの、及び移郷人の未だ配所に到らずして亡げ

たる者も亦た同じ」、一日は笞四十、三日ごとに一等を加ふ。杖一百を過ぐれば、五日ごとに一等を加ふ。

疏議して曰く。「流徒の囚」とは、或は流、或は徒の者を謂ふ。各の其の役限の内に在りて亡げたる者なり。註に云ふ「流徒を犯し応に配すべきもの、及び移郷人の未だ配所に到らずして逃亡したる者」とは、各の流徒の囚、役限の内にて亡げたと罪同じ。一日は笞四十、三日ごとに一等を加へ、十九日は合に杖一百たるべし。杖一百を過ぐれば、五日ごとに一等を加へ、五十九日は流三千里たり。

〔校注〕

(i) 『訳註八』二二八頁は「在」を脱する。

〔訳文〕

流刑・徒刑の受刑者が、労役の期間内に逃走した場合は「流刑・徒刑にあたる罪を犯して刑を執行されるべき者、および移郷されるべき者が、まだ配所に到着しないうちに逃走した場合も同様とする」、(逃走の期間が)一日に達すれば笞四十に処し、さらに三日に達することに一等を加えた刑に処する。(処すべき刑が)杖一百に達してからは、さらに五日に達することに一等を加えた刑に処する。

『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿(上)

〔疏文〕「流刑・徒刑の受刑者」とあるのは、流刑の労役に服している者、あるいは徒刑の労役に服している者のことをいう。それぞれ、その労役の期間内に逃走した者のことである。註文に「流刑・徒刑にあたる罪を犯して刑を執行されるべき者、および移郷されるべき者が、まだ配所に到着しないうちに逃走した場合」とあるのは、それぞれ、流刑・徒刑の受刑者が労役の期間内に逃走した場合と同じ刑に処するということがある。(逃走の期間が)一日に達すれば笞四十に処し、さらに三日に達することに一等を加えた刑に処する。十九日に達すれば杖一百に処すべきである。(処すべき刑が)杖一百に達してからは、さらに五日に達することに一等を加えた刑に処し、五十九日に達すれば流三千里に処する。

〔訳注〕

(1) 原文は「流徒囚」。要するに労役に服している受刑者。「断獄律訳稿」六〇頁注(1)参照。

(2) 原文「役限」は「流・徒刑の服役期間」(『訳註八』二二九頁注1)。徒刑は「所定の年数(年とは三六〇日)をいう。名55「居作」すなわち労役に服せしめる刑罰、流刑は「現住地から所定の里数隔った遠隔地への強制移住と移住地での一年の「居作」とを組合せた刑罰」である(『訳註五』二六頁～二七頁)。

(3) 原文「配」は「流刑および徒刑を執行すること」〔訳注五〕一四四頁注2)。

(4) 「配所」はこの場合、徒刑の受刑者が労役に服する場所、流刑の受刑者が移住させられて労役に服する場所、ならびに移郷される者が移住させられる場所を包括する。移郷は「服役をともなわな点において流刑と異なる」〔訳註五〕一四四頁注5)ので、銭〔新注〕九三四頁が「刑に服しあるいは安置される場所(服刑或安置之処)」と訳すのが妥当である。

(5) 戴『各論』二八九頁下段は「この逃走の罪は更犯であり、その本罪と併科する〔此逃亡罪係更犯、与本罪併科〕とする。名例律二九条に「罪を犯して……すでに刑を執行された者が、さらに罪を犯した場合、それぞれ刑を併科する。……もしすでに配所に到着して、さらに罪を犯した者も、これに準ずる〔諸犯罪……已配。而更為罪者。各重其罪。……若已至配所。而更犯者。亦準此〕と規定されるとおりである。

《第二段》

〔原文〕

主守不覺失囚。減囚罪三等。即不滿半年徒者。一人笞三十。三人加一等。罪止杖一百。監當官司又減三等。故縱者。各與同罪。

疏議曰。主守。謂主守囚徒之人。及部領流移人等。不覺囚亡。減囚罪三等。謂從囚本罪上減三等。不從逃坐減之。即不滿半年徒者。謂徒役將滿。餘日不滿半年徒

而有逃亡者。不計逃日而科。唯拋亡人之數為罪。一人笞三十。三人加一等。謂四人亡。合笞四十。不覺二十二人亡。即至罪止。合杖一百。監當官司又減三等。謂減主守罪三等。不覺二十二人亡者。罪止杖七十。故縱者。各與同罪。稱各者。謂監當官司及主守。各與亡囚本犯罪同。

〔訓読文〕

主守、囚を失したるを覺らざれば、囚の罪より三等を減ず。即し半年の徒に満たざる者は、一人は笞三十、三人ごとに一等を加へ、罪は杖一百に止む。監當の官司は又た三等を減ず。故縱したる者は、各の与に罪を同じくす。

疏議して曰く。「主守」とは、囚徒を主守するの人、及び流移人等を部領するものを謂ふ。囚の亡げたるを覺らざれば、「囚の罪より三等を減ず」とは、囚の本罪の上より三等を減じ、逃の坐よりは之を減ぜざるを謂ふ。「即し半年の徒に満たざる者」とは、徒役の將に満ちなんとし、餘日の半年の徒に満たずして逃亡することありたる者を謂ふ。逃げたる日を計りて科せず、唯だ亡げたる人の數に拠り罪と為す。「一人は笞三十、三人ごとに一等を加へ」とは、四人亡げたれば、

合に笞四十⁽ⁱⁱⁱ⁾たるべく、二十二人亡げたるを覚らざれば、即ち罪止に至り、合に杖一百たるべきを謂ふ。「監当の官司は又た三等を減ず」とは、主守の罪より三等を減じ、二十二人亡げたるを覚らざる者は、罪は杖七十に止むるを謂ふ。故縦したる者は、各の与に罪を同じくす。「各の」と称する者は、監当の官司及び主守^(iv)は、各の亡げたる囚の本と犯したる罪と同じくするを謂ふ。

〔校注〕

(ii) 〔訳註八〕二二九頁は「上」を脱する。

(iii) 〔訳註八〕二二九頁は「笞」を脱する。

(iv) 〔訳註八〕二二九頁は「守」を「司」とする

〔訳文〕

管理者が受刑者の逃走に気づかなかつた場合は、受刑者の刑から三等を減じた刑に処する。もし受刑者の労役の(残余の)期間が半年に満たない場合は、(逃走した受刑者が)一人であれば笞三十に処し、さらに三人に達すること⁽⁶⁾に一等を加えた刑に処し、刑の上限は杖一百とする。監督官⁽⁷⁾はさらに三等を減じた刑に処する。(逃走を)見逃した場合⁽⁷⁾は、それぞれ(逃走した受刑者の刑と)同じ刑に処する。

【疏文】「管理者」とあるのは、受刑者を管理する者、

『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿(上)

および流刑を執行されるべき者や移郷されるべき者などの移送を引率⁽⁸⁾する者のことをいう。受刑者の逃走に気づかなかつた場合は、「受刑者の刑から三等を減じた刑に処する」とあるのは、受刑者がもと犯した罪⁽⁹⁾にあたる刑から三等を減するのであり、逃走の罪にあたる刑から(三等を)減ずるのではないことをいう。「もし受刑者の労役の期間が半年に満たない場合は」とあるのは、労役の期間が満了に近づき、残余の労役の期間が半年に満たなくなつてから逃走したことをいう。逃走した日数にもとづいて処断するのではなく、逃走した人数だけでもとづいて処断する。「一人であれば笞三十に処し、さらに三人に達すること⁽⁶⁾に一等を加えた刑に処し」とあるのは、四人が逃走したのであれば笞四十に処すべきであり、二十二人が逃走したのに気づかなかつた場合は、これで刑の上限に達し、杖一百に処すべきことをいう。「監督官はさらに三等を減じた刑に処する」とあるのは、管理者に科すべき刑から三等を減じた刑に処し、二十二人が逃走したのに気づかなかつた場合は、刑の上限である杖七十に処することをいう。(逃走を)見逃した場合は、それぞれ(逃走した受刑者の刑と)同じ刑に処する。「それぞれ」

とあるのは、監督官および管理者は、それぞれ、逃走した受刑者のもと犯した罪にあたる刑と同じ刑に処するということである。

〔訳注〕

(6) 原文「主守」は「官物や囚人など官権下にある有体的客体を直接保管・看守する職責にあること」で、「倉庫の出し入れや囚人の看守に当る流外官以下を言う」〔訳註五〕三二四、三二六頁。「具体的な職名は多岐に渡る」〔断獄律訳稿〕二〇頁注(1)ので、ここでは「管理者」と訳す。

(7) 原文は「監当官司」。「監当」は「監督にあたること」〔訳註八〕一七一頁注4。「監当官司」を戴『各論』二八九頁下段は「みずから管理者を監督する人、すなわち管理者の上司(親監当主守之人、即主守之上司)」とする。

(8) 原文「部領」は「引率することを謂う」〔訳註八〕二二九頁注3)。曹『訳注』九五頁は「帶領する〔帶領〕」、銭『新注』九三五頁は「押送する〔押送〕」と訳す。

(9) 原文「囚本罪」について『訳註八』二二九頁注4は「囚犯がもと犯した罪の刑を謂う」とする。戴『各論』二八九頁下段が「逃走した受刑者が多人数であれば、そのなかのもっとも重い刑から減する(失囚多人、則從其中最重之刑減之)」、〔訳註八〕二二九頁注4が「逃亡囚犯が多数の場合は、その中の最も重い囚犯の刑より三等を減すべきである」とするのは、名例律四五条「二箇以上の罪がともに発覚した場合は、重い一罪をもって処断する〔諸二罪以上俱發。以重者論〕」の帰結するところである。

【捕亡律一〇条】宿衛人亡〔問答二〕

〔原文〕

諸宿衛人。在直而亡者。一日杖一百。二日加一等。即從駕行而亡者。加一等。

疏議曰。宿衛人。謂諸衛大將軍以下。当番衛士以上。在直番限内。而有逃亡者。一日杖一百。二日加一等。

計一十七日流三千里。直滿以後。即同在家亡法。即從駕行者。以其陪從事重。故加宿衛一等之坐。亡者。一日徒一年。二日加一等。十五日流三千里。

問曰。衛士於宮城外守衛。或於京城諸司守当。或被配於王府上番。如此之徒。而有逃亡者。合科何罪。

答曰。宮城之外。兼及皇城京城。若有逃亡。罪亦与宿衛不別。若其準減三等之例。即太輕於在家而亡。是知守当雜犯。有減三等之科。逃亡之辜。得罪与宿衛不異。

〔訓読文〕

諸て宿衛人、直に在りて亡げたる者は、一日は杖一百、二日ごとくに一等を加ふ。即し駕行に従ひて亡げたる者は、一等を加ふ。

疏議して曰く。「宿衛人」とは、諸衛の大將軍以下、当番の衛士以上を謂ふ。直番の限内に在りて、逃亡す

ることありたる者は、一日は杖一百、二日ごとに一等を加へ、⁽ⁱ⁾一十七日を計へたれば流三千里たり。直の満ちたる以後は、即ち家に在りて亡げたるの法に同じ。

即し駕行に従ひたる者は、其の陪従の事は重きを以て、故に宿衛に一等の坐を加ふ。亡げたる者は、一日は徒一年、二日ごとに一等を加へ、十五日は流三千里たり。問ひて曰く。衛士、宮城の外に於て守衛し、或は京城の諸司に於て守当し、或は王府に配せられ上番す⁽ⁱⁱ⁾。此の如きの徒にして、逃亡することありたる者は、合に何の罪を科すべきや。

答へて曰く。宮城の外は、兼て皇城京城に及ぶ。若し逃亡することありたれば、罪も亦た宿衛と別らず。若し其れ「三等を減ずる」の例に準ずれば、即ち太^は太^は家に在りて亡げたるより輕し。是れ知る、守当の雜犯には、三等を減ずるの科あるも、逃亡の辜は、罪を得ること宿衛と異らざるを。

〔校注〕

- (i) 「訳註八」二三〇頁は「一」を脱する。
- (ii) 「訳註八」二三〇頁は「配」と「於」の間に「属」を加入して「配属セラレテ」と訓読する。
- (iii) 「訳註八」二三〇頁は「而」を「逃」として「在家逃亡」と訓読する。

『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿(上)

〔訳文〕

宿衛の者⁽¹⁾が、その任務の期間内に逃走した場合、(逃走の期間が)一日に達すれば杖一百に処し、さらに二日に達するごとに一等を加えた刑に処する。もし皇帝の行幸に随行する者が逃走した場合は、一等を加えた刑に処する。

【疏文】「宿衛の者」とあるのは、諸衛の大將軍以下、⁽⁴⁾当番の衛士以上のことをいう。その任務の期間内に逃走した者は、(逃走の期間が)一日に達すれば杖一百に処し、さらに二日に達するごとに一等を加えた刑に処し、十七日に達すれば流三千里に処する。任務の期間の終了後については、任務の期間外に逃走した場合の規定(捕亡律一条)と同様に処断する。⁽⁵⁾もし皇帝の行幸に随行する者(の逃走)の場合は、その皇帝に随行するという任務が重大であることにもとづいて、⁽⁶⁾宿衛の者(の逃走)の刑に一等を加えた刑に処する。

(皇帝の行幸に随行する者が)逃走した場合、(逃走の期間が)一日に達すれば徒一年に処し、さらに二日に達するごとに一等を加えた刑に処し、十五日に達すれば流三千里に処する。

【問】衛士が、宮城の外で守衛の任務につき、あるいは京城の諸司で守衛の任務にあたり、あるいは王府に配

属されて守衛の任務にあたるとする。これらのような者が逃走した場合は、どのような刑に処すべきであるうか。

【答】宮城の外は、皇城と京城を包括する。もし（守衛の者が）逃走すれば、その罪も宿衛の者（の逃走の罪）と異なる。もしここで「三等を減じた刑に処する」という規定（衛禁律二三条）に準ずると、任務の期間外に逃走した場合よりもはるかに軽い刑に処することになる。これによって明かなことは、（宮城の外での）守衛の者の（逃走以外の）雑多な罪は（宮城での宿衛の者から）三等を減じた刑に処することはあるけれども、逃走の罪で処する刑は宿衛の者と異なるということである。⁽¹⁾

〔訳注〕

(1) 原文「宿衛人」について「訳註八」一三〇頁注1は「宿衛人は輪番にて宮殿を守衛し、これを当番は直番と謂う」、銭『新注』九三六頁注釈①は「宮廷などの場所て日夜交替勤務で守衛をする兵將をさす。宿衛の場所は皇城・京城・王府などのほか、その他の場所もありうる（指在宮廷等地日夜輪班守衛的兵將。宿衛之処也可以是皇城・京城・王府等其他地方）」とする。「六典」卷五、尚書兵部、兵部尚書には「宿衛する者は、ならびに一日間勤務し、二日間非番とする」〔応宿衛者、並一日上、兩日下〕とある〔拾

遺補一六二〇頁はこれを典拠のひとつとして軍防令復旧補一条「衛士は、一日間勤務し、二日間非番とする〔諸衛士者、一日上兩日下〕を復旧するが、疑問である。宿衛にあたる者については「訳註六」一三三頁～一四四頁注2を参照。

(2) 原文「駕行」は「御幸のこと」〔訳註八〕一三三〇頁注3。

(3) 「大將軍」は「各軍衛の最高の正職の長官〔各軍衛の最高正職長官〕」（銭『新注』九三七頁注釈②）。長安の左右十二衛は「衛毎に大將軍一員〔正三品〕將軍二員〔從三品〕以下多くの官員が在職して、衛事を掌して居た」（濱口「府兵」六頁）。

(4) 銭『新注』九三七頁注釈③は、「番」を「順番で任務に服する集団〔輪流服役的班次〕」とする。

(5) 戴『各論』二九〇頁上段は「したがって、任務の期間内に逃走し、逃走が任務の期間の満了後に及んだ場合は、累併して処断する〔因此、在直而亡、及於直滿後、則累論〕とする。しかし、一日勤務・二日非番という勤務形態との関係、また「宿衛の者が勤務につかない場合の規定」〔訳註六〕六一頁〕である衛禁律一八条との関係を考慮すると、このような理解には再検討が必要である。

(6) 銭『新注』九三六頁は「皇帝の随行者となって逃亡するといふ事態は重大であることから〔因作為陪從逃亡事態嚴重〕とするが、曹『訳注』九五五頁が「御駕に随行するのは重要な事柄であるから〔因為陪從御駕的嚴重事〕とするのに従う」。

(7) 唐の首都長安の外郭の城壁（羅城）に囲まれた地域を「京城」、その中央北辺に築かれた城壁（内城）に囲まれた地域のうち、順天門の南側の官庁街を「皇城」、北側を「宮城」という。詳しくは「訳註六」一三三頁～一五五頁注1を参照。

(8) 衛禁律五条および二三条は、宮門（宮城門）内の警固を「宿

衛、宮城門外・皇城門・京城門の警固を「守衛」、それ以外の場所の警固を「守当」と使い分けている（『訳註六』七一頁〜七十二頁、七一頁注6参照）。

(9) 「王府」について、錢『新注』九三七頁注釈⑤は「王に封ぜられた者の王府は、唐代では国家の構成組織であった〔封王者之王府、唐代屬於國家編制組織〕と注する。

(10) 原文「雜犯」は「特殊な扱いを受ける犯罪に対して、他の一般の犯罪を言う言葉であり、その具体的内容は、何を特殊な犯罪として立てるかによって、その場その場で異なる」（『訳註五』五五頁注6）、「法律上通常はある条項が定める犯罪以外の犯罪をさす（法律上通常指某条所定犯罪以外之犯罪）」（戴『通論』二一四頁（註三二））。ここでは『訳註八』二二〇頁注5が「ここでは逃亡以外の犯罪を指して謂う」とするのに従って訳す。

(11) この問答は「宮城外（皇城・京城を含む）の守衛が逃亡した場合は在直逃亡の宿衛の罪と区別せず、よって三等減の例を適用しない」（『訳註六』七一頁注10）としたものである。その理由について、『訳註八』一三〇頁注4は「守当者の違犯は宿衛者の刑より三等を減する通例は、衛23第四項の規定する所である。もし本設問もこの通例に従うときは、逃亡者は一日にて杖七十、二日ごとに二等を加え、罪止は流三千里より三等を減じて、徒二年にすぎない。然るに「在家而亡」（即ち捕1第四項の「有軍名而逃」）の罪止は流二千里である。処罰が均衡を失うので、上述の通例を適用しない」と解説し、錢『新注』九三七頁注釈⑥も、捕亡律一条によれば一日で杖四十、十日ごとに一等を加え、罪止は流二千里であるのに対し、本条の法定刑を衛禁律二三条によって三等減すると一日で杖七十、二日ごとに一等を加え、罪止は十七日の徒二年となることから「もちろん軍名のある者が住居から逃亡す

る場合の規定よりはるかに軽い。守衛の任務にあつて逃亡することと住居から逃亡することより軽いのは明らかに不合理である〔当然比有軍名者在家逃亡法軽了太多。在值亡輕於在家亡当然不合理〕と述べる。

〔附記〕

本訳稿は二〇一四年度・二〇一五年度科学研究費補助金（基盤研究（C）一般、研究課題番号二六三八〇〇二三、研究課題「唐代を中心とする中国刑事手続制度の基礎的研究」、研究代表者川村康）による研究成果の一部である。